

○ 包括外部監査の結果に関する報告の公表 【監査公表】		目次		岡山県公報	
		担当課（室）	発行 岡山県		
					
監査事務局					
		目次			
		担当課（室）			

岡山県監査公表第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定による監査の結果に関する報告があつたので、次のとおり公表する。

平成二十八年三月二十五日

岡山県監査委員	加	藤	浩	久
岡山県監査委員	増	川	英	一
岡山県監査委員	與	田	統	充
岡山県監査委員	佐	藤	由	美子

平成 2 8 年 3 月 2 5 日 岡山県公報 号外

平成 2 7 年度

包括外部監査結果報告書

委託料に関する財務事務の執行について

岡山県包括外部監査人

公認会計士 青木 靖英

《 目 次 》

第 1	包括外部監査の概要	1
1	外部監査の種類.....	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	監査の対象.....	1
4	包括外部監査の対象期間.....	1
5	事件（テーマ）を選定した理由.....	1
6	包括外部監査の方法.....	2
7	包括外部監査の実施期間.....	2
8	包括外部監査従事者の資格等.....	3
9	利害関係.....	3
第 2	包括外部監査対象の概要	4
1	委託料の内容.....	4
2	地方公共団体の契約において求められる基本原則.....	14
3	委託契約締結の方法.....	16
4	岡山県における取組.....	27
第 3	実施した監査手続の概要	33
1	監査手続の概要.....	33
第 4	監査の指摘事項及び意見	40
1	特命随意契約案件の公表.....	42
2	入札・契約事務審査会における委員長の規定.....	47
3	再委託禁止条項の記載.....	50
4	長期継続契約.....	55
5	審査表の記載方法.....	58
6	特命随意契約.....	60
7	テレビ番組等 PR 目的の委託業務の有効性の検討.....	61
8	履行確認等の事務手続に関する事項.....	67
9	審査員の独立性.....	71
10	事業実績の把握	73

平成28年3月25日 岡山県公報 号外

11	提案書の提出期限後の補正指示	74
12	その他個別案件	76
(1)	みどりの少年隊交流集会及び指導者研修会事業.....	76
(2)	介護職員育成派遣・現任介護職員等研修支援業務.....	79
(3)	漁港水門看守業務.....	85
(4)	不動産家屋評価補助業務委託.....	87
(5)	自動車税定期課税に関する業務委託.....	90
(6)	地域生活定着支援センター事業.....	92
(7)	岡山後楽園情報提供アプリ制作業務委託.....	94
(8)	障害者スポーツ普及事業委託.....	97
(9)	合併処理浄化槽維持管理業務委託.....	98
(10)	新連島水門受電設備保守	100
(11)	施設等管理運営及び航空灯火電気施設保全監督等委託業務	102
第5	総 括	104

(注) 金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入により表記している。このため、
本報告書中の数値は、県の公表数値と端数処理により差が生じている場合がある。

第 1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

委託料に関する財務事務の執行について

3 監査の対象

抽出した委託料の執行案件を所管する各部署を対象とする。

なお、対象部署は、委託料に関する財務事務を執行する部署が非常に広い範囲であり、監査を効率的かつ有効に実施するため、地方自治法第 158 条第 1 項の規定に基づき岡山県部等設置条例により設置された内部組織である知事部局を対象範囲とする。

4 包括外部監査の対象期間

平成 26 年度における執行事務（自平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成 27 年度の一部についても監査対象としている。

5 事件（テーマ）を選定した理由

岡山県では、これまでの行財政改革の取組により県財政の改善が見られるものの、今後もなお収支不足が見込まれており、持続可能な財政運営を行うためには、引き続き、財政健全化の取組が求められている。

そのような状況の中、平成 25 年 11 月に策定された「岡山県行財政経営指針」において、一般行政経費に係る経費削減の徹底、進行管理の徹底や事業効果の検証等による予算の計画的執行など、行財政改革の推進に向けた取組として「歳出適正化」が示されて

いる。

委託料は、県の歳出の中でも比較的大きな割合を占めており、平成 25 年度決算における一般会計及び特別会計では、合計 288 億円となっている。

委託料自体に、3E（経済性・効率性・有効性）の観点から適切な事務の執行が求められているだけでなく、委託契約の内容は実施事業と密接に関連していることから広範囲にわたり、それを所管する部署も多岐にわたっているため、県が定める事務手続が徹底されていなかったり、部署により運用の水準に差が生じていたりすれば、影響が広範囲に及ぶ可能性がある。

これらの委託料に関する財務事務の執行について、合规性のみならず経済性・効率性・有効性の観点から監査を実施する意義は大きいと判断し、特定の事件として選定した。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の視点

- ア 委託契約に係る財務事務が法令等に準拠して適正に行われているかどうか（合规性の観点）
- イ 委託料に関する経費削減の取組が適切に行われているかどうか（経済性の観点）
- ウ 委託契約に係る財務事務が効率的に行われているかどうか（効率性の観点）
- エ 委託料に関する効果測定が適切に行われているかどうか（有効性の観点）

(2) 主な監査手続

監査の視点に基づき、関係者への質問、関係書類・帳票類等の閲覧・突合、現地調査の実施等を通じて、その実態を調査・検討した。

7 包括外部監査の実施期間

自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日

8 包括外部監査従事者の資格等

包括外部監査人	公認会計士	青木	靖英
包括外部監査人補助者	公認会計士	奥田	講平
	公認会計士	黄	壽容
	公認会計士	徳永	浩司
	公認会計士	川端	謙太
	公認会計士	藤本	真也
	弁 護 士	松島	幸三

9 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査人補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 包括外部監査対象の概要

1 委託料の内容

(1) 委託料の定義

委託料とは、法令の根拠に基づいてなされる委託及び地方公共団体が直接実施するよりも、他の者に委託して実施させることの方が効率的なもの、主として特殊な技術・設備又は高度な専門的知識を必要とする試験、研究、調査等の委託に要する経費である。

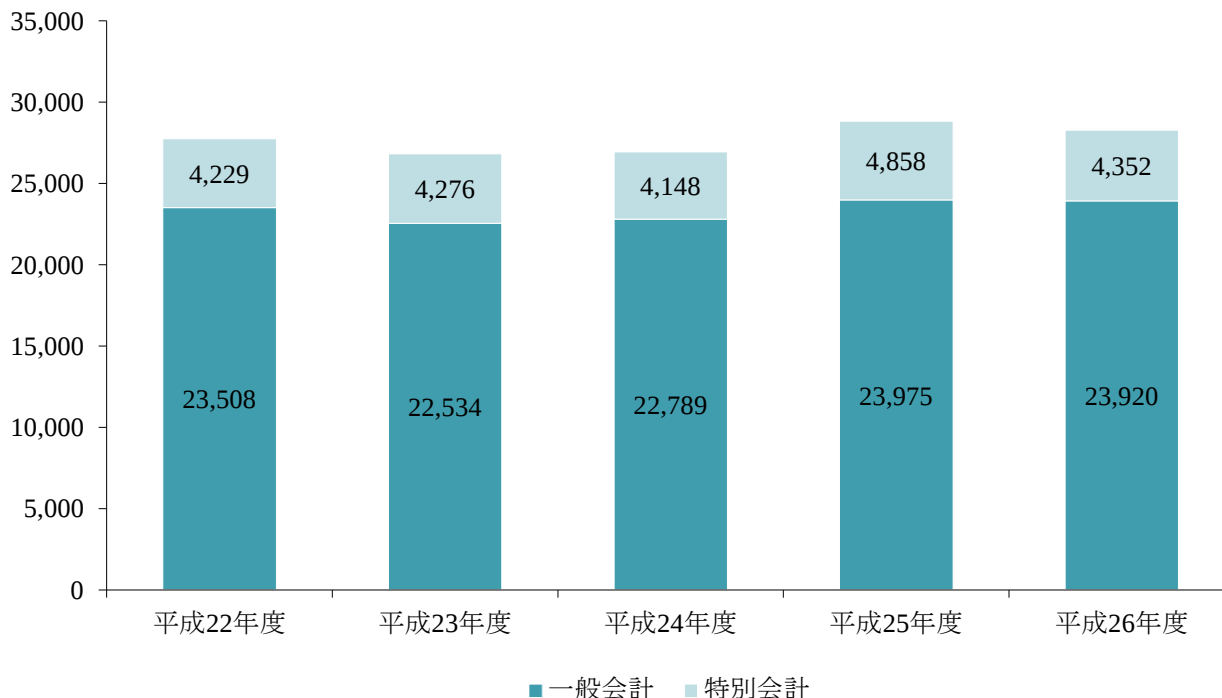
(出典：岡山県出納局 会計事務必携（平成27年版）)

(2) 県の状況

ア 県の委託料決算額の推移

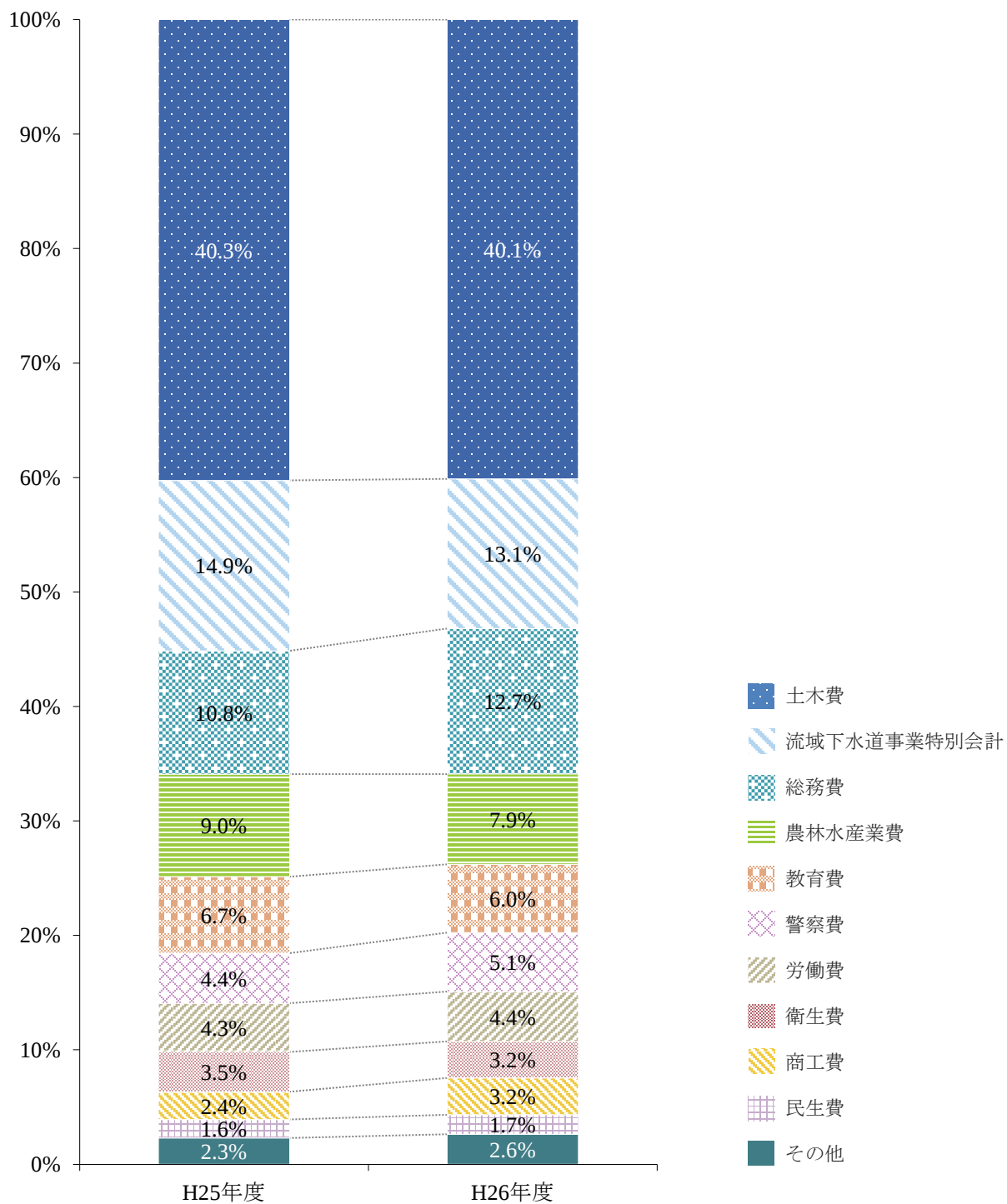
県の一般会計及び特別会計の委託料決算額の推移は、次のとおりである。

一般会計及び特別会計の推移（単位：百万円）



平成25年度及び平成26年度の費目別割合

費目内訳



平成 2 8 年 3 月 2 5 日 岡山県公報 号外

(単位：百万円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
一般会計	23, 507	22, 533	22, 788	23, 974	23, 920
議会費	42	37	38	38	37
総務費	3, 197	3, 214	3, 508	3, 105	(※1) 3, 589
民生費	1, 042	856	658	466	481
衛生費	588	619	912	1, 002	897
労働費	2, 918	2, 965	1, 289	1, 227	1, 236
農林水産業費	1, 930	1, 943	2, 097	2, 583	2, 228
商工費	629	689	724	698	911
土木費	10, 047	9, 122	10, 072	11, 606	11, 345
警察費	1, 517	1, 319	1, 234	1, 260	1, 454
教育費	1, 549	1, 715	2, 212	1, 926	1, 688
災害復旧費	42	50	40	58	47
特別会計	4, 228	4, 275	4, 147	4, 858	4, 352
県営食肉地方卸売市場特別会計	113	112	111	123	121
港湾整備事業特別会計	104	149	128	124	136
後楽園特別会計	243	238	232	232	250
流域下水道事業特別会計	3, 662	3, 674	3, 586	(※2) 4, 294	3, 696
その他特別会計	104	101	89	80	146
合計	27, 736	26, 809	26, 936	28, 833	28, 272

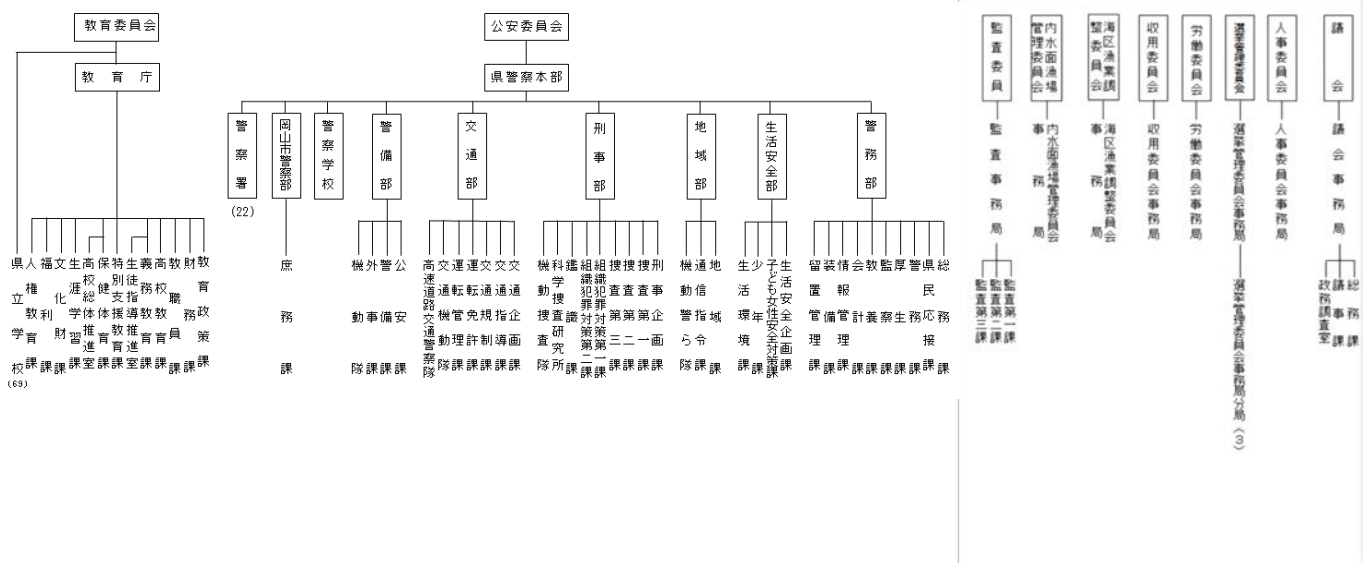
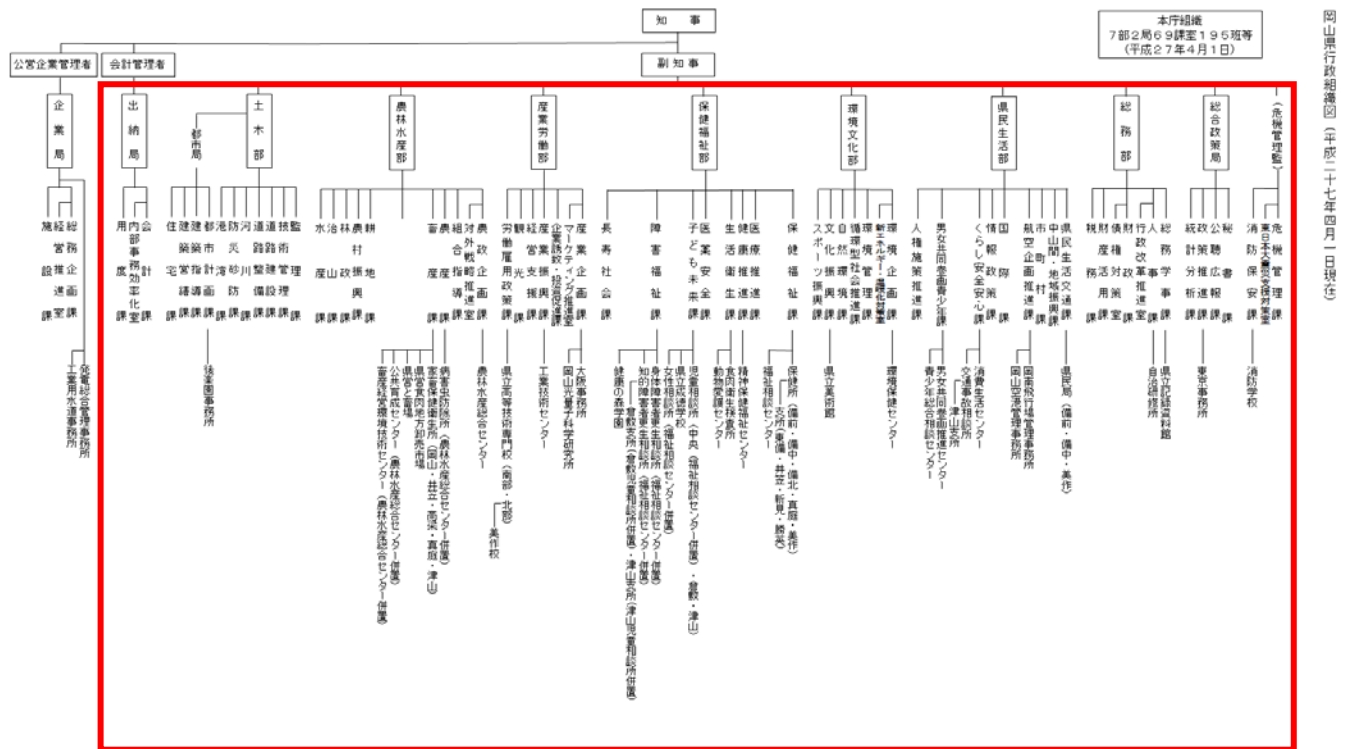
(出典：岡山県決算説明書)

(※1) 平成 26 年度における総務費については、岡山県総合防災情報システム再構築・運用保守業務委託契約 181 百万円（対前年度 146 百万円の増加）を始めとするシステム更新等を主な理由として増加している。

(※2) 平成 25 年度における流域下水道事業特別会計については、流入下水水量増加に伴う汚水処理能力増強のための建設費の増加（対前年度 408 百万円の増加）を主な理由として増加している。

イ 県の組織

県の組織図は以下のとおりである。このうち、赤枠で囲んだ部署が知事部局であり、この知事部局が所管する委託料の執行を包括外部監査の対象としている。





平成 2 8 年 3 月 2 5 日 岡山県公報 号外

ウ 包括外部監査の対象とした委託料の契約方法別の状況（件数、金額、金額割合）

包括外部監査の対象とした平成 26 年度における契約方法別の委託料の状況は、次のとおりである。

なお、契約方法の分類ごとの説明については、「3 委託契約締結の方法」に記載する。

（単位：件、百万円）

契約方法		件数	金額	金額割合
競争入札	一般競争入札（条件付を含む）	140	973	4.0%
	指名競争入札（公募型を含む）	2,409	8,981	37.2%
小 計		2,549	9,955	41.2%
随意契約	競争随意契約	1,488	961	4.0%
	特命随意契約	2,317	9,525	39.5%
	公募随意契約	68	453	1.9%
	コンペ・プロポーザル方式	222	818	3.4%
小 計		4,095	11,759	48.7%
その他（指定管理・長期継続契約）		72	2,427	10.1%
合 計		6,716	24,142	100.0%

平成 26 年度における委託契約のうち、競争入札によるものは 9,955 百万円（2,549 件）で全体の 41.2%を占めるのに対し、随意契約によるものは 11,759 百万円（4,095 件）で全体の 48.7%を占めており、随意契約の方が金額・件数ともに多いのが現状である。

契約方法別に委託業務の内容を見ると以下の様な特徴がある。

（ア） 一般競争入札（条件付を含む）

庁舎・空港・港湾等の維持管理、システム保守に関する業務委託が多い。公平性の高い契約方法の一つであるが、3 年超継続して同一先が受託している例も多いのが現状である。

（イ） 指名競争入札（公募型を含む）

土木部発注の測量・点検・調査・施工管理の業務が多く、専門の建設業者に発注す

る例がほとんどである。中でも道路の修繕・維持のための「道路の巡回及び維持補修作業業務」の割合が多く当該契約方法の 7.4%を占めている。また、近年は県立高校等の耐震補強工事が増加しており、関連業務が当該契約方法の 4.5%を占めている。

(ウ) 競争随意契約

土木部発注の 1 号随意契約適用の建設工事に係る小規模な委託業務が多く当該契約方法の 44.1%を占めている。また、見積入手業者数は 2 者が 453 件 (30.4%)、3 者が 922 件 (62.0%)、その他が 113 件 (7.6%) と、3 者からの見積入手が最も多い。

(エ) 特命随意契約

各契約方法のうち、件数及び金額のいずれもが大きい傾向がある契約方法であり、外郭団体を委託先とする業務においては、当該契約方法を適用する案件が最も多い。また、業務の性質又は目的が競争入札に適しないとして 2 号随意契約を適用している業務が当該契約方法の 91.3%を占めており、3 年超継続して同一事業者が受託している例も多いのが現状である。

(オ) 公募随意契約

特命随意契約に次いで外郭団体を委託先とする業務においては、当該契約方法を適用する案件が多い。平成 26 年度は、県の外郭団体である(一社)岡山県総合協力事業団に対する事業用地取得に関する業務委託が 117 百万円と当該契約方法の 26.0%を占めている。

(カ) コンペ・プロポーザル方式による随意契約

医療・介護・福祉に関連する業務委託が多く、委託先も医療・介護事業者及び同分野に特化した専門学校が多い。また提案書・企画案の入手業者数は、1 者が 80 件 (36.0%)、2 者が 53 件 (23.9%)、3 者が 45 件 (20.3%)、4 者以上が 44 件 (19.8%) と、1 者からの見積入手が最も多いのが現状である。

(キ) その他(指定管理)

県営住宅・公園等の県営施設の運営について、指定管理者制度を適用しているもので

ある。

(ク) その他（長期継続契約）

地方自治法第 234 条の 3 及び岡山県「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に従い、庁舎等の管理業務、各種システムの運用・保守等について、契約事務効率化の観点から長期継続契約を締結しているものである。

エ 随意契約の理由別内訳（件数、金額、金額割合）

平成 26 年度における随意契約の理由別内訳は、次のとおりである。

（単位：件、百万円）

随意契約 理由（注）	件数	金額	金額割合
第 1 号	2, 790	1, 622	13. 8%
第 2 号	1, 226	9, 731	82. 8%
第 3 号	28	209	1. 8%
第 4 号	—	—	—
第 5 号	31	133	1. 1%
第 6 号	8	11	0. 1%
第 7 号	1	2	0. 0%
第 8 号	11	48	0. 4%
第 9 号	—	—	—
計	4, 095	11, 759	100. 0%

（注）地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の区分による。

理由別に随意契約の内訳を見ると以下の様な特徴がある。なお、定義等は業務委託に係る随意契約ガイドラインより引用しているが、一部、平易な表現に変更している。

(ア) 第 1 号「普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき」

予定価格が 100 万円以下と少額な場合に限って認められる随意契約であり、内容は建

設工事に係る業務・維持管理・調査等様々であるが、部署別の割合を見ると、建設工事に係る小規模な委託業務が多い土木部が金額・件数ともに半数程度を占めている。

(イ) 第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」

業務内容によって業務の履行が特定人に限定される場合等に限って認められる随意契約であるが、「ウ 包括外部監査の対象とした委託料の契約方法別の状況（件数、金額、金額割合）(エ) 特命随意契約」に記載のとおり、外郭団体を委託先とする業務においては、本号を適用する案件が最も多く、3 年超継続して同一事業者が受託している例も多い。

(ウ) 第 3 号「障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約を締結するとき」

障害者支援施設・シルバー人材センター・母子福祉団体に対する随意契約による業務委託であり、母子福祉団体であり県の外郭団体でもある(公財)岡山県愛染会への庁舎等の清掃業務の委託が大半を占める。

(エ) 第 4 号「普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき」

物品の売買契約であり、業務委託には該当しないため対象外。

(オ) 第 5 号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」

災害等の発生により、競争入札の手続を経ることができない場合において、委託先と随意契約を締結する場合であり、例年台風被害からの道路復旧工事が大半を占めるが、平成 26 年度においては鳥インフルエンザのまん延・再発防止対策業務に係る委託費用が当該随意契約理由の 89.6%を占めている。

(カ) 第 6 号「競争入札に付することが不利と認められるとき」

仕様変更等により発生した追加の業務であり、現契約を履行中の委託先以外に委託した場合、委託金額・工期の面で不利となる場合に現契約の委託先と追加の業務委託契約を締結する場合であり、道路工事に関する追加の調査業務等が主である。

(キ) 第 7 号「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」

予定価格の積算により、競争入札に付した場合より、はるかに有利な価格で業務委託契約を締結できると判断された場合に行う随意契約であり、平成 26 年度においては、岡山県土地改良事業団体連合会に対して委託した事業計画書の作成業務のみの契約実績となっている。

(ク) 第 8 号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合において、特定の相手方と随意契約を締結する場合であり、事業者数が少ない地域における各種管理業務等が主である。

(ケ) 第 9 号「落札者が契約を締結しないとき」

競争入札による落札者が委託契約を締結しない場合において、当該落札価格以下で特定の者と随意契約を締結する場合であるが、平成 26 年度においては当該随意契約の実績はない。

2 地方公共団体の契約において求められる基本原則

(1) 地方自治法上の基本原則

地方自治法は、「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障すること」を目的としている（地方自治法第 1 条）。この目的を達成すべく以下の原則を定めている。

ア 住民福祉の増進

地方公共団体は、「住民の福祉の増進を図ることを基本」としなければならない（地方自治法第 1 条の 2 第 1 項）。

イ 費用対効果の最大化

地方公共団体は、「その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（地方自治法第 2 条第 14 項）。

ウ 組織運営の合理化及び規模の適正化

地方公共団体は、「常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない」（地方自治法第 2 条第 15 項）。

エ 法規の順守

地方公共団体は、「法令に違反してその事務を処理してはならない」（地方自治法第 2 条第 16 項）。

(2) 地方財政法上の基本原則

地方財政法は、地方公共団体の財政の運営、国の財政と地方財政との関係等に関する基本原則を定め、もって地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資すること」を目的としている（地方財政法第 1 条）。この目的を達成すべく以下の原則を定めている。

ア 地方財政運営の基本

地方公共団体は、財政の健全な運営に努めなければならない（地方財政法第 2 条第 1 項）。

イ 予算の編成

地方公共団体は、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない（地方財政法第 3 条第 1 項）。

ウ 予算の執行

地方公共団体の経費は、目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、支出してはならない（地方財政法第 4 条第 1 項）。

(3) まとめ

(1) 及び (2) の原則により、地方公共団体が委託料の支払いを行う場合には、住民福祉の増進という公共目的に資するものでなければならず、また、効率化を図り費用対効果を最大にしなければならない。

3 委託契約締結の方法

(1) 委託契約方法の原則

地方自治法第 234 条第 1 項において、契約の締結に当たっては、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることとされており、また同条第 2 項において指名競争入札、随意契約又はせり売りは政令で定める場合に限り採用することができると規定されていることから、地方自治法は公正性・公平性・透明性確保の観点から原則として一般競争入札によらなければならないとしている。

県においても、業務委託契約の締結方法は、競争入札を原則として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号及び業務委託に係る随意契約ガイドライン第 3 運用基準各号に該当する場合に限って随意契約による業務委託契約の締結を認めている。

(2) 委託契約方法の分類

ア 一般競争入札（条件付）

一般競争入札（条件付）とは、一般競争入札の方法により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的に応じて、地方自治法施行令第 167 条の 5 第 1 項の資格に加え、参加者の資格として、事業所の所在地、工事の経験・技術的適性の有無等を追加したものである。

県における一般競争入札（条件付）に参加するために必要とされる条件は以下のとおりである。

(ア) 入札参加資格者名簿に登録されていること

(イ) 入札に係る役務が、入札参加資格者名簿に登録されている業務種目に該当すること

(ウ) 入札参加資格者名簿に登録のある住所が岡山県内であること（入札の内容によっては、県外の事業者も対象とする場合がある）

(エ) 入札参加資格者名簿上の格付区分（A、B、C）が、個々の入札で設定する参加条件に適合すること

(オ) その他必要に応じて設定された条件

イ 指名競争入札

地方公共団体が資力、信用その他について適切と認められる特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方法である。

入札業者を県が指定することから一般競争入札に比べて公平性・透明性の確保が課題となるが、指名業者名の事後公表を行うことで公平性・透明性を担保している。

ウ 随意契約

随意契約とは、競争入札の方法によらないで任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法である。随意契約を無制限に認めた場合には公平性・透明性が損なわれることから、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号において、業務委託の契約額が100万円を超えないこと（第1号別表第5）、業務の性質又は目的が競争入札に適しないこと（第2号）、障害者支援施設等と普通地方公共団体の規則で定める手続により契約を締結する場合（第3号）等、随意契約を締結できる条件を定めている。随意契約は以下のとおり分類される。

（ア）特命随意契約

単数の者からの見積り徴取により行う随意契約をいう。特命随意契約においては、検討対象業者が単数であり、公平性・透明性の確保が課題となることから、特定の業者に限られる具体的な理由を明らかにするとともに、慎重な予定価格の算定及び相手方から見積内訳書を徴取し、詳細に点検する等の対応が「業務委託に係る随意契約ガイドライン」において求められている。

（イ）競争随意契約

複数の者からの見積り徴取（競争見積）により行う随意契約をいう。競争随意契約においても、公平性・透明性の確保が課題となることから、2者以上の業者から見積書入手し比較を行い、特別の事由がない限り、予定価格の範囲内で最低の価格で見積りを行った業者を選定することが「業務委託に係る随意契約ガイドライン」において求められている。

(ウ) 技術提案型契約方式による随意契約

複数の受託候補者から提案書又はデザイン等を提出させ、当該内容を審査することで契約の相手方を選定する方式である。特殊な技術又は独創的なアイデア・デザインが必要な場合には、業務の性質又は目的が競争入札に適しないものとして、技術提案型契約方式による随意契約が広く採用されている。技術提案型契約方式による随意契約はさらに 3 つに分類される。

a プロポーザル方式

複数の受託候補者から技術提案書を提出させ、提案者の技術力や業務遂行体制、経験等を審査し、契約の相手方を選定する方式。

b コンペ方式

複数の受託候補者から具体的な企画案、デザイン等を提出させ、それらを審査し、契約の相手方を選定する方式。

【プロポーザル方式とコンペ方式の比較】

	発注者	評価の対象	設計者
プロポーザル方式	・ 具体的な課題	・ 設計者（提出者）	・ 課題に対する提案 ・ 業務の実施方針
コンペ方式	・ 明確な設計条件 ・ 委託条件	・ 設計案	・ 設計案の作成

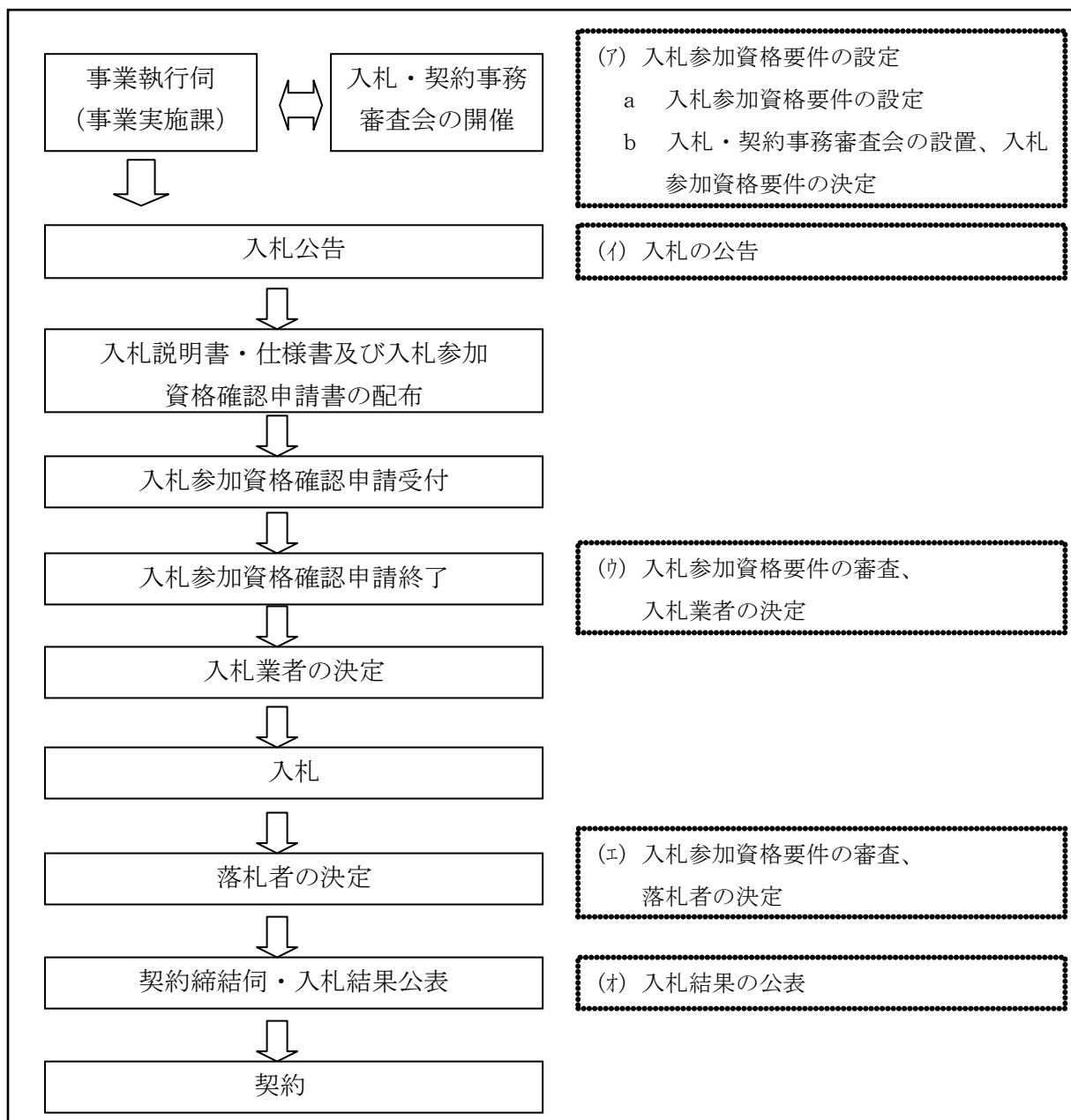
c 公募方式

業務遂行に必要な技術や設備等を具体的に明らかにしてホームページ等で契約の相手方を募り、応募者から提出された技術提案書や企画案等を審査し、契約の相手方を選定する方式。

(3) 委託契約に係る事務フロー

ア 一般競争入札（条件付）に係る契約事務フロー

県における一般競争入札（条件付）に係る契約事務フローは以下のとおりである。



(7) 入札参加資格要件の設定

a 入札参加資格要件の設定

事業実施課は、次の内容を含む入札参加資格要件の設定を行う。

- ・入札参加資格を有すること
- ・対象業務に対応する業種における業者の格付け
- ・契約の相手方となる事業所の所在地
- ・その他必要と認める事項

ただし、次の者は入札に参加することができない

- ・入札参加停止を受けている者
- ・岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者
- ・会社更生法又は民事再生法に基づく更生又は再生の手続開始の申立てがなされている者

b 入札・契約事務審査会の設置、入札参加資格要件の決定

入札参加資格要件等について審議するため、入札執行機関ごとに入札・契約事務審査会を設置し、入札参加資格要件の妥当性について審議を行い、入札公告の前日までに入札参加資格要件の決定を行う。

(イ) 入札の公告

事業実施課は、仕様書に関する質問対応に要する期間、入札参加資格要件の審査のために要する期間等を考慮し、入札期日の前日から 10 日前までに県ホームページへの掲載等により入札の公告を行う。

(ウ) 入札参加資格要件の審査、入札業者の決定

契約担当者は、「(7)a 入札参加資格要件の設定」で定めた内容について事前に審査を行い、入札業者を決定する。

(エ) 入札参加資格要件の審査、落札者の決定

開札後、入札参加資格要件すべてを満たしている 1 者を確認するまで、入札価格の低い順に事後審査（事前に審査が完了している場合を除く。）を行い、落札者を決定する。

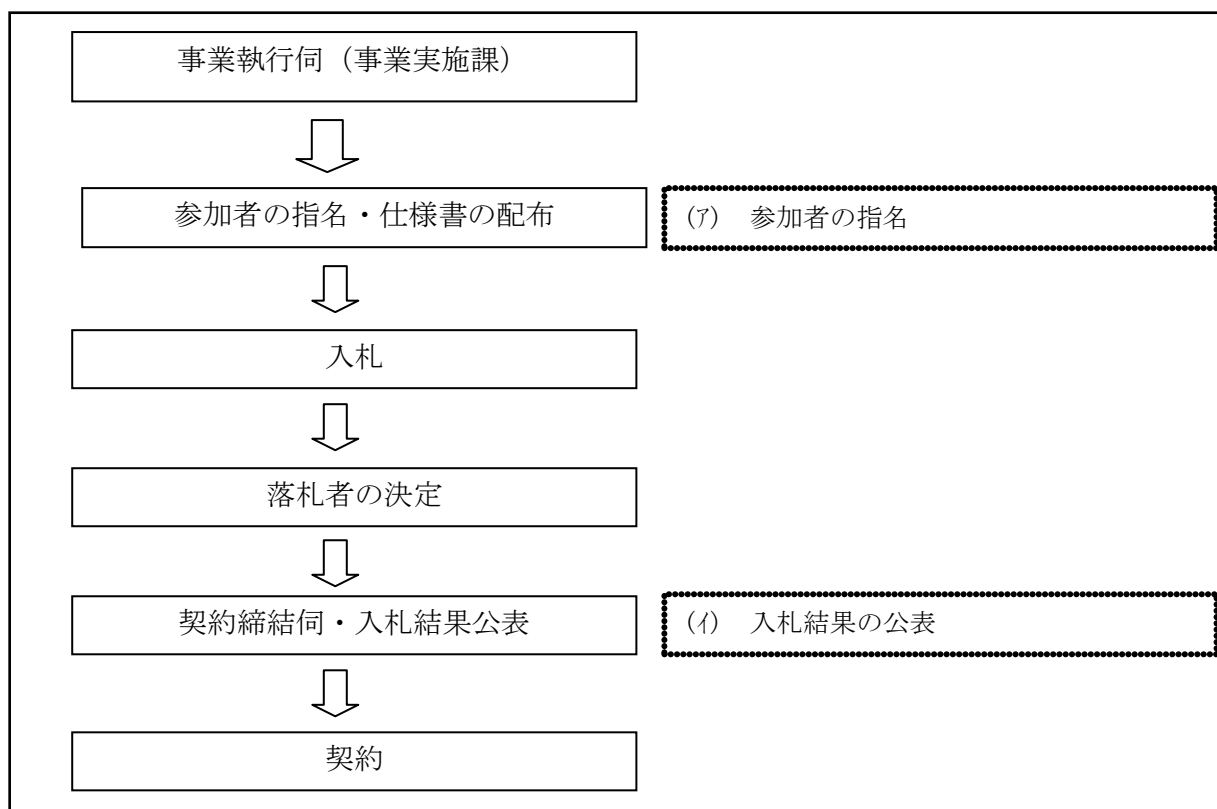
(オ) 入札結果の公表

落札者決定後、契約担当者は、県ホームページへの掲載等により、入札結果の公表を行う。

イ 指名競争入札に係る契約事務フロー

県における指名競争入札に係る契約事務フローは以下のとおりである。

基本的に一般競争入札に係る契約事務フローと同様であるが、入札参加者の指名が行われる点異なる。



(ア) 参加者の指名

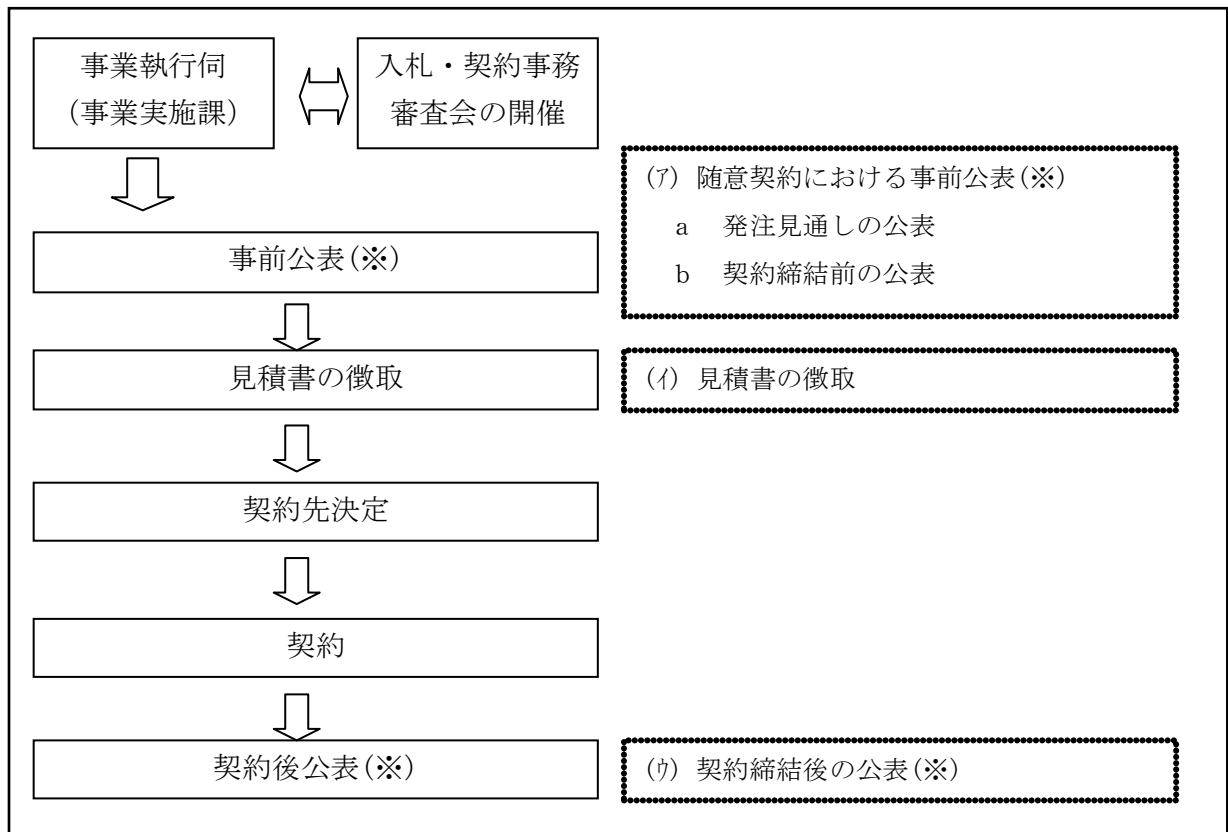
業務遂行能力等を評価した上で、指名業者等として入札参加資格を有する者の中から、原則として 3 者以上の入札者を指名しなければならない。

(イ) 入札結果の公表

落札者決定後、契約担当者は、県ホームページへの掲載等により、入札結果の公表を行う。

ウ 随意契約に係る事務フロー

県における随意契約に係る契約事務フローは以下のとおりである。



※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当する場合

(ア) 随意契約における事前公表

a 発注見通しの公表

随意契約により委託契約を締結しようとする場合には、発注見通しとして次に掲げる事項を公表しなければならない。

- ・ 役務の名称及び数量
- ・ 契約を締結する時期
- ・ その他必要と認める事項

b 契約締結前の公表

随意契約により委託契約を締結しようとする場合には、契約を締結する前の公表として次に掲げる事項を公表しなければならない。

- ・ 役務の名称及び数量
- ・ 契約条項を示す場所
- ・ 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- ・ 見積書の提出期限
- ・ その他必要と認める事項

(イ) 見積書の徴取

随意契約により委託契約を締結しようとする場合には、公平性確保のため原則として 2 者以上の者から見積書を徴取しなければならない。

ただし、予定価格が 10 万円未満である場合には 2 者以上の者からの見積書徴取は省略することができる。

(ウ) 契約締結後の公表

随意契約による委託契約を締結した後において、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- ・ 役務の名称及び数量
- ・ 契約の相手方の氏名及び住所
- ・ 契約金額
- ・ 契約の相手方を選定した理由
- ・ その他必要と認める事項

(4) 予定価格及び最低制限価格

予定価格とは、競争入札及び随意契約による業務委託契約を締結する際の、契約価格の制限として事前に決定しておくべき金額をいい、県では契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して決定することを定めている（岡山県財務規則第 138 条第 2 項）。

また、最低制限価格は、競争入札において予定価格の 3 分の 2 を下回らない範囲内で設定できるものとされ（岡山県財務規則第 139 条）、最低制限価格を設定した場合には、予定価格を下回る場合であっても最低制限価格を下回る入札である場合には落札者とせず、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札したものが落札者となる。

このように予定価格及び最低制限価格は委託者選定のための重要な要素の一つであることから、その価格設定については過去の実績を基盤としつつも、最新及び将来見込みを織り込むことが必要であり、每期見直しの検討を行うことが重要である。

なお、予定価格の公表時期について、県では談合防止及び見積りをしない業者の参加を排除するため、事後公表のみを採用している。

(5) 長期継続契約

長期継続契約とは、債務負担行為として予算で定めることなく、契約のみを翌年度以降にわたり長期に締結する契約をいう。

業務委託の中には、継続的、経常的なものが多く、また、その業務の中には、長期にわたって、同一の相手に業務委託を行わなければ、安定的な役務提供を確保できないものがあるため、地方自治法第 234 条の 3 の規定により、「電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約」について長期継続契約が認められている。

「政令で定める契約」とは、地方自治法施行令第 167 条の 17 で、「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」と規定されている。県では「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を制定し、次の契約についても長期継続契約ができる契約としている。

【長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（抜粋）】

（長期継続契約）

第 2 条 地方自治法施行令第 167 条の 17 に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる物品を借り受ける契約

イ 事務用機器

ロ 通信機器

ハ 計測機器

ニ 試験研究機器

ホ 光学機器

ヘ 車両及び船舶

ト 作業機器

チ イからトまでに掲げる物品に類するものであって、県の事務事業を遂行する上で欠かすことができないもの

(2) 次に掲げる役務の提供を受ける契約

イ 庁舎その他の施設の管理業務

ロ 庁舎案内業務

ハ 複写サービス業務

ニ 物品に係る保守点検等維持管理に必要な業務

ホ 給食業務

ヘ 職員の給与及び旅費の支給その他の庶務に関する事務を集中して処理する業務

ト 消防防災ヘリコプター運航業務

チ 通学バス運行業務

リ 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第 4 条第 1 項に規定する自動車の保管場所を確保している旨の証明に係る現地調査に関する業務

ヌ 県の業務のうち、法令に基づき所定の要件を満たしたものに委託することができることとされているものであって、その遂行に当たり、高度な知識及び能力が必要とされるもの

契約期間については、更なる経費の削減やより良質なサービスを提供する者と契約を締結する必要性に鑑み、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、県では役務の提供を受ける契約については原則として 3 年以内としている。

また、契約方法については、長期契約締結による取引機会の喪失に配慮し、公平性・

平成 2 8 年 3 月 2 5 日 岡山県公報 号外

透明性が高い競争入札によることを推奨している。随意契約による場合でも、2 者以上から見積書を徴取することを求めており、特命随意契約による場合には当分の間、長期継続契約の締結は認めないこととしている。

4 岡山県における取組

(1) 歳出適正化に向けた取組

県は、これまでの行財政改革の取組の成果を維持するとともに、将来を見据え、限られた資源を最大限に有効活用し、より効率的、効果的な行財政経営を行い、県政推進の羅針盤である「晴れの国おかやま生き生きプラン」に掲げる政策目標の達成を支え、また、社会経済情勢の変化や県民ニーズに即応できる行財政基盤を確立するため、行財政経営全般にわたる指針として、平成 25 年 11 月に「岡山県行財政経営指針～行革の成果を維持しつつチャレンジする県庁へ～」を策定している。

同指針の推進期間は、平成 26 年 4 月から平成 29 年 3 月までの 3 年間とされている。

以下、県財政の内、歳出に関連する箇所を中心に、同指針の内容を抜粋する。

ア 県行財政の現状と課題

県行財政の現状と課題として、『これまでの行財政改革の取組により、収支不足が大幅に縮小するなど、本県財政は改善しているものの、高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の累増などから今後も収支不足が見込まれている。さらには、国の財政状況等を踏まえれば、今後の地方一般財源総額の確保も予断を許さないことから、持続可能な財政運営を行うためには、引き続き、財政健全化の取組が求められている。

また、社会経済情勢の変化を捉えた施策を積極的に展開していくためにも、これまでの行財政改革の取組の成果を維持するとともに、コスト意識の徹底を図り、不断の改革・改善に取り組むことで、経費支出の効率化に徹することはもとより、県税をはじめとした歳入確保に努め、財政運営の健全化を図る必要がある。

さらに、南海トラフ巨大地震等の災害をはじめ、教育県岡山の復活や産業の振興・雇用創出など本県が直面している課題、地方分権改革に伴う国と地方の役割分担の見直し、国による各種制度の変更等に的確に対応することが求められている。』と述べられている。

イ 行財政経営の基本理念

行財政経営の基本理念について、次の内容が掲げられている。

「顧客重視」、「コスト意識」、「スピード感」の 3 つの視点を持ち、不断の改革・改善

に取り組み、「生き活き岡山」を実現するため、県民の要請に応えることのできる行財政経営を目指す。

顧客重視…職員一人ひとりがアンテナを高くして幅広く顧客のニーズを把握し、現場の実情を十分に踏まえ、満足度を高める、相手に響く経営を行う。

コスト意識…同じコストであればより大きな成果を、同じ成果であればより少ないコストでの実施に努めるなど、コスト意識を持った経営を行う。

スピード感…時代の変化に即座に対応し、県民の求めるタイミングで行政サービスを提供するなど、スピード感のある経営を行う。

※顧客…県民はもとより、本県への移住希望者や進出意欲を持った企業、国内外からの観光客などを含む。

ウ 行財政経営のための基本方針

県財政の現状や行財政経営の基本理念を踏まえ、次の 5 項目を行財政経営のための基本方針としている。

(1) 不断の改革姿勢

職員一人ひとりとはもとより県庁組織全体で、不断の改革・改善に取り組む姿勢を持つ。

(2) チャレンジする組織風土

職員の意識改革や能力開発を図り、複雑多様化する行政需要に的確に対応するとともに、慣例や前例にとらわれず自由な着想で積極果敢にチャレンジする組織風土を醸成する。

(3) 執行体制の整備

「晴れの国おかやま生き活きプラン」を積極的かつ着実に推進する執行体制の構築に取り組む。

(4) 持続可能な財政運営

これまでの行財政改革の成果を維持し、財政規律を守った持続可能な財政運営に努める。

(5) 将来も見据えた全体最適化

防災対策、高齢化の進展による社会保障関係費の増、国の動向など将来も見据えなが

ら、幅広い県民の意見・ニーズを踏まえつつ、事業の選択と集中を徹底し、全体最適化を図る。

※全体最適化…広い視野を持って、本県の現状や将来を見据えながら、限りある資源を効果的に配分し、県勢全体の発展を目指す。

エ 推進に向けた取組

(ア) 一般行政経費

a 運営費

これまでの行財政改革による施設の維持管理経費などの見直し内容を維持するとともに、見積方法の検証、経費削減の徹底を図る。

また、維持管理経費の縮減や資産の有効活用、遊休資産の売却を促進するため、ファシリティマネジメントを推進していく。

b 事業費

スクラップ・アンド・ビルドや事業終期を徹底するとともに、進行管理の徹底や事業効果の検証等により、予算の計画的執行を図る。

新規事業の実施に当たっては、事業の必要性や熟度、費用対効果を重視し事業選択を行う。また、費用対効果を測ることが困難である、又は費用対効果という概念になじまないものを実施する際には、説明責任を適切に果たしつつ、県に求められる役割から真に必要とされるものや県の戦略上特に重要なものに重点化する。

(イ) 投資的経費

大型公共事業を行う際に行われる費用便益分析(B/C)について、便益が費用を上回ることは当然であり、事業の必要性や熟度、費用対効果を重視し事業選択を行う。その際には、得られる便益等について適切に情報開示を行い、県民の理解を得た上で事業を進める。

また、今後増加する公共施設の維持修繕費・更新費の最小化・平準化を図るため、アセットマネジメント手法を活用するなど、計画的な維持修繕、大規模施設の長寿命化等将来にわたって適切な管理を行う。

さらに、その他の大型事業で、真に必要なかつ急を要する事業を計画するに当たっては、その所要額を見極めつつ、国庫補助金等の活用も合わせた全体としての財源確保を図るとともに、経費の平準化を行う。

(2) 入札制度等の改革

県では、談合を防止し、より公正で透明性の高い公共調達の実現を図り、地方行政に対する国民の信頼を確保するとともに、今後の地方分権改革を推進していくために、平成 19 年 3 月に、「岡山県入札制度等改革推進計画」を策定している。以下にその内容を抜粋する。

ア 一般競争入札の拡大

(ア) 一般競争入札の拡大

一般競争入札（条件付）について、地域産業の保護・育成に配慮し、円滑な導入を図る観点から、その実施状況等を検証しながら、その適用範囲を段階的に拡大する。

平成 19 年 6 月から 4 千万円以上の工事について適用することとし、1 千万円以上の工事について、早期の導入を目指す。

また、不良・不適格業者の排除を図るため、技術的適性などの入札条件の設定等について、上記の拡大の各実施時期までに具体化を図る。

(イ) 指名競争入札

平成 19 年 6 月から、指名業者名の公表を事前から事後に変更し、指名業者数を現行の 2 倍程度とする。

(ロ) 低入札価格調査制度

品質確保やダンピング防止等の観点から、国のダンピング対策なども踏まえ、平成 19 年 6 月までに調査基準価格等を見直す。

イ 総合評価方式の拡充

評価項目や審査手続の簡略化を検討し、平成 19 年度から、対象工事を順次拡大する。

平成 28 年 3 月 25 日 岡山県公報 号外

また、さらなる談合の防止に向け、大規模な工事などについて、一般競争入札（条件付）と総合評価方式との併用を図る。

ウ 電子入札の拡大

平成 19 年度から、設計図書の閲覧・配布などについても、電子化を進める。

エ 情報公開の推進

平成 18 年 12 月から、入札・契約に関する情報を一元的に公開するシステム（入札情報サービス）を運用開始しており、平成 19 年度から、さらに公開内容の充実を図り、県民に分かりやすく公開する。

オ ペナルティの強化

（ア）指名停止期間等

談合の防止を図るとともに、贈賄や職務強要等の場合における期間との均衡を考慮し、平成 19 年度から、独占禁止法違反行為・談合等に係る指名停止期間を、少なくとも、県発注工事で 18 月以上、県内の公共工事で 12 月以上にそれぞれ延長するとともに、最長期間をこれまでの 12 月から倍の 24 月に延長する。

また、指名停止や指名除外を受けている者については、当該期間中、一般競争入札（条件付）に参加できないよう、入札条件の設定を行う。

（イ）違約金特約

平成 19 年度から、違約金特約の額について、現行の契約額の 10% を契約額の 20% とする。

カ 地域産業の育成と公正な競争の確保

一般競争入札（条件付）の拡大に当たっては、地域産業の保護・育成や建設業の健全な発展を図るため、県内業者の受注機会の確保に配慮しつつ、公正な競争を確保する必要がある。

このため、事業所の所在地を入札条件とする地域要件については、県民局や支局の範

囲を基本に、格付けの等級別業者数や地域の実情、工事の規模等を総合的に勘案し、応札可能者が概ね 30 者以上となるよう設定する。

キ 物品調達等

【業務委託関係】

- (ア) 予定価格が 100 万円を超える契約について、平成 19 年中に、一般競争入札（条件付）を実施する。
- (イ) 上記により、競争入札への移行を進める中において、随意契約によらざるを得ない場合においても、原則として、企画競争又は公募等、競争性のある契約方式を導入する。
- (ウ) 契約金額が 100 万円を超える特命随意契約について、平成 19 年度からホームページによる公表を実施する。

第 3 実施した監査手続の概要

1 監査手続の概要

今回の監査に当たって実施した手続の概要は、次のとおりである。

(1) 予備調査

委託料に関する全般事項として、県の取組方針（入札制度の改革や経費削減の取組、予算編成の方針等）、契約事務に関連する法令・規則の概要等について、担当部署に対する質問及び関連資料の閲覧を実施し、県の現況等を把握した。

(2) 監査対象とする案件の選定

知事部局が所管する委託料の支出の中から、委託金額や契約方法、契約の相手先等の観点に着眼して、監査対象とする案件の選定を行った。

具体的な選定基準は、次のとおりである。なお、指定管理料については、委託契約とは法的性格が異なること、平成 19 年度の包括外部監査のテーマとして取り扱われていることを考慮し、今回の監査対象からは除外している。

【監査対象とする案件の選定基準】

- ・ 個々の委託金額が 5,000 万円以上のもの
- ・ 契約方法が特命随意契約による案件のうち、個々の委託金額が 500 万円以上のもの
- ・ 契約方法がプロポーザル方式又はコンペ方式による案件のうち、個々の委託金額が 500 万円以上のもの
- ・ 委託契約の相手先が県の外郭団体である案件のうち、個々の委託金額が 100 万円以上のもの
- ・ 直近 3 年間（平成 24 年度から平成 26 年度）の委託金額が同額となっているもの（平成 26 年度における消費税率変更の影響を考慮）
- ・ 契約方法が地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく随意契約（予定価格が 100 万円以下の委託）による案件のうち、個々の委託金額が 100 万円に近似し

ているもの

- ・ 上記の他、委託料の名称や直近 3 年間の委託金額の推移等を勘案し、監査人が任意に抽出を行った。

以上の結果、監査対象とする案件の件数及び金額は、次のとおりとなった。

部局等の名称	件数（件）	金額（円）
総務部等 （知事直轄の組織、総合政策局及び総務部）	56	1,030,260,908
県民生活部	87	879,751,857
環境文化部	54	262,790,451
保健福祉部	82	920,531,720
産業労働部	50	1,123,133,235
農林水産部	66	770,779,389
土木部	151	5,734,927,656
出納局	13	252,621,960
合計	559	10,974,797,176

(3) 個別事項に関する調査

監査対象としたすべての案件について、委託料に関する調査票（【調査票の様式（例示）】を参照。）の入手及び各部局等が保管する契約書、決裁文書等の関連資料の閲覧を行った。更に、追加で確認等を行う必要が生じた場合には、質問書の送付や担当者へのヒアリング、追加資料の入手等を実施し、個別事項に関する内容把握、課題の検討を行った。

【調査票の様式（例示）】

管理No	999（記載例）	
所管部署／担当者（内線）	●●部●●課／○○○○（内線：9999）	
委託名称	●●清掃業務	
委託内容	▲▲、××の庁舎清掃業務の委託	
委託の目的	（具体的に記載してください）	
委託先	株式会社●●	
契約金額（税込・円）	9,720,000	
予定価格（税込・円）	10,800,000	
契約方法（リストから該当するものを選択してください）	随意契約（特命）	
その他の場合（具体的な契約方法を記載してください）		
随意契約の場合	根拠条文	地方自治法施行令第〇〇条第〇項第〇号
	随意契約理由	（具体的に記載してください）
再委託の有無	無	
精算の有無（注1）	無	
同一委託先との連続契約年数	5年	
過去5年間の委託金額の推移（注2）	年度	契約金額（税込・円）
	H22	10,500,000
	H23	10,500,000
	H24	9,450,000
	H25	9,450,000
	H26	9,720,000
	備考	H22～H23について、名称は▲▲であるが、委託内容は同一。
（効果測定について） 委託の効果について、どのように測定・評価を行っていますか。	（具体的に記載してください）	

（注1）契約書、仕様書等において、実績報告等に基づく精算条項（実費精算）が定められているかについて教えてください。

（注2）委託名称が年度によって異なる場合でも、委託内容も実質的に同一又は類似している場合には、その旨を備考欄に記載して表を完成させてください。

(4) 現地調査

委託業務に係る効率性・経済性の観点から、委託先における経費執行が適切に行われているかについて検討するため、委託金額の大きい一部の委託先に対して、地方自治法第 252 条の 38 第 1 項の規定に基づき現地調査を行った。

委託名称	委託先
児島湖流域下水道維持管理業務	(公財)岡山県下水道公社
岡山後楽園管理業務	(公財)岡山県郷土文化財団

委託先に対する現地調査の対象とした委託料の概要及び実施した主要な手続は、次のとおりである。

ア 委託料の要約

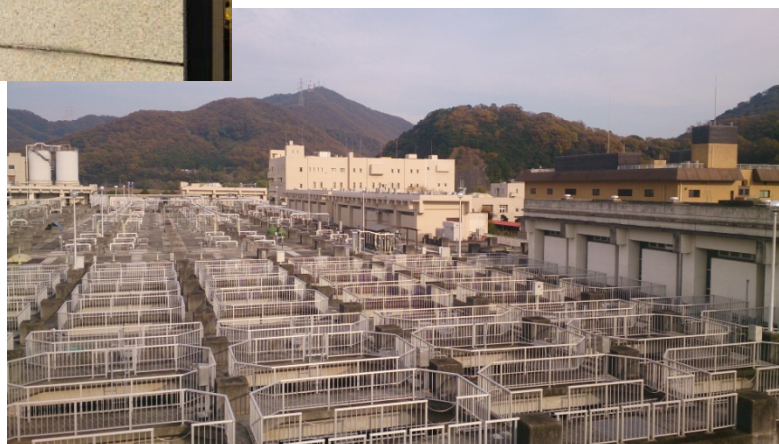
(7) 児島湖流域下水道維持管理業務

所管部署	土木部
委託名称	児島湖流域下水道維持管理業務
委託内容	児島湖流域下水道に係る施設の運転操作及び保守点検等その維持管理に関する業務
委託の目的	業務履行上の経験・知識などを有して業務に精通していることはもとより、地元対応実績とこれに基づく地元との信頼関係を有している者に業務委託を実施することで、児島湖流域下水道事業の維持管理を円滑かつ適切に行うもの
委託先	(公財)岡山県下水道公社
契約金額（税込）	1,912,273,000 円
契約方法	随意契約（特命）

本契約は、児島湖流域下水道の管理運営を円滑に行うため、児島湖流域下水道に係る施設の運転操作及び保守点検等その維持管理に関する業務を公社へ委託するものである。



公社外観



施設外観

(イ) 岡山後楽園管理業務

所管部署	土木部
委託名称	岡山後楽園管理業務
委託内容	後楽園の施設及び設備等の維持管理並びに運営
委託の目的	特別な専門知識や管理経験等を有する者に業務を委託することで、文化財保護法による特別名勝及び史跡に指定されている後楽園の維持管理等を適切に行うもの
委託先	(公財)岡山県郷土文化財団
契約金額 (税込)	229, 093, 669 円
契約方法	随意契約 (特命)

本契約は、後楽園の施設及び設備等の維持管理並びに運営を財団へ委託するものである。



施設外観

イ 実施した主要な手続

(ア) 概要ヒアリング

- ・ 事業概要（県委託事業以外の事業を含む）
- ・ 組織体制及び職務分掌
- ・ 県委託事業に係る収支報告書の概要
- ・ 県委託事業に係る契約事務の概要（再委託の場合の業者選定方法等）
- ・ 各事業に係る人件費の按分方法

(イ) 県委託事業の精算対象となる収支報告に係る調査

- ・ 収支報告が会計帳簿に基づいて正確に記載されているかの照合
- ・ 人件費（県委託事業に係るもの）について、委託料の計算対象となる人員が適切に確保されているか、他事業との人件費按分を行っている場合、按分計算は適切に行われているかの検証

- ・ 財団から第三者への委託料（県委託事業に係るもの）について、業者選定方法など経費削減の観点から効率的な運営がなされているか 等

また、児島湖流域下水道維持管理業務においては、平成 24 年度包括外部監査において指摘事項があったため、下水処理に要する薬品のうち年度末において未使用となった在庫残高相当額の精算についての措置状況を確認し、改善されていることを確認した。

第 4 監査の指摘事項及び意見

本章では、「第 3 実施した監査手続の概要」で記載した手続を実施した結果、本報告書で取り上げることとした指摘事項及び意見の詳細について述べる。

なお、「指摘事項」とは委託料に関する財務事務の執行において「法令・条例等に違反又は不当と判断したもの」及び「3E（有効性・効率性・経済性）の観点から著しい問題があると認められ、改善を求めるもの」であり、「意見」とは「指摘事項」には該当しないが、「組織及び運営の合理化の観点から意見を述べるもの」及び「その他改善が望ましいもの」をいう。

監査の指摘事項及び意見の項目及びそれぞれの件数は、次のとおりである。

【指摘事項及び意見の件数一覧】

項目	指摘事項	意見	計
1 特命随意契約案件の公表	1	1	2
2 入札・契約事務審査会における委員長の規定	0	1	1
3 再委託禁止条項の記載	1	1	2
4 長期継続契約	0	2	2
5 審査表の記載方法	0	1	1
6 特命随意契約	0	1	1
7 テレビ番組等 PR 目的の委託業務の有効性の検討	0	1	1
8 履行確認等の事務手続に関する事項	1	1	2
9 審査員の独立性	1	0	1
10 事業実績の把握	0	1	1
11 提案書の提出期限後の補正指示	0	1	1
12 その他個別案件			
(1) みどりの少年隊交流集会及び指導者研修会事業	1	0	1
(2) 介護職員育成派遣・現任介護職員等研修支援業務	2	2	4
(3) 漁港水門看守業務	0	1	1
(4) 不動産家屋評価補助業務委託	1	1	2

平成 2 8 年 3 月 2 5 日 岡山県公報 号外

項目	指摘事項	意見	計
(5) 自動車税定期課税に関する業務委託	0	1	1
(6) 地域生活定着支援センター事業	1	0	1
(7) 岡山後楽園情報提供アプリ制作業務委託	1	0	1
(8) 障害者スポーツ普及事業委託	1	0	1
(9) 合併処理浄化槽維持管理業務委託	1	0	1
(10) 新連島水門受電設備保守	0	1	1
(11) 施設等管理運営及び航空灯火電気施設保全監督等委託 業務	0	1	1
合計	12	18	30

1 特命随意契約案件の公表

(1) 概要

県では、平成 19 年度より、単数の者からの見積り徴取により行う随意契約（以下「特命随意契約」という。）の状況を、県のホームページで広く一般に公表することで、透明性、公平性を確保し、県民への説明責任を果たすことを目的とし、県独自の取組として随意契約内容の公表を行っている（「随意契約公表事務の取扱いについて」（出納局会計課長通知 最終改正：平成 24 年 3 月 27 日）、「随意契約の公表について」（土木部技術管理課長通知 平成 19 年 3 月 5 日技第 198 号））。

公表対象となる契約は、本庁・出先・企業局・諸局・教育庁・警察の業務委託契約のうち、契約金額（単価契約にあつては、執行予定額）が 100 万円を超える競争性のない特命随意契約とされている。

ただし、次に該当する契約については、公表に適さないこと、あるいは、別途規定により情報開示される等の理由から、当該ホームページによる公表からは除くこととしている。

- ・地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令による特定調達契約に係る特命随意契約
- ・県の行為を秘密にする必要があるもの
- ・技術提案型契約方式（コンペ・プロポーザル・公募方式）によるもの
- ・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により契約したもの

公表の方法については、各月毎に、前月契約締結分を毎月 25 日（25 日が土・日・祝日の場合は、その前日とする。）に出納局会計課のホームページ及び県政情報室へ公表資料を備え付ける方法により掲載される。

また、公表期間は、公表日から当該契約締結年度の翌々年度の 4 月公表日の前日までとされている。

なお、「建設工事に係る調査業務、設計業務、測量業務及び建設コンサルタント業務等」に係る委託契約については、土木部技術管理課にて取りまとめ、技術管理課ホームページへ掲載されるとともに、会計課を経由して県政情報室に備え付けられる。（公表対象の

平成28年3月25日 岡山県公報 号外

業務及び公表主体以外の取扱いは、上記と同様である。）。

公表事務の流れは、次のとおりである。各月毎に、前月契約締結分の報告・とりまとめが行われ、出納局会計課（建設工事に係る特命随意契約は、土木部技術管理課）が公表を行う。

【業務委託契約（建設工事に係る委託を除く）】

各課・出先事務所等 各部局主管課等へ報告

↓

各部局主管課 とりまとめ・出納局会計課へ報告

↓

出納局会計課 とりまとめ・ホームページにて公表

【業務委託契約（建設工事に係る委託）】

各課・出先事務所等 土木部技術管理課へ報告

↓

土木部技術管理課 とりまとめ・ホームページにて公表

また、公表様式は次のとおりであり、契約に係る業務名、契約締結年月日、契約の相手方の名称及び所在地、契約金額、随意契約の理由などの情報が公表される。

【公表様式】

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額（円） 〔消費税額及び地方消費税の額を含む。〕	随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号	備 考
			平成 年 月 日				第 号	
			平成 年 月 日				第 号	
			平成 年 月 日				第 号	
			平成 年 月 日				第 号	
			平成 年 月 日				第 号	

(2) 指摘事項

ア 特命随意契約の公表漏れ

知事部局が所管する平成 26 年度の委託料のうち、ホームページ公表対象となる案件を抽出し、ホームページ上で実際に公表された内容と比較・照合した結果、ホームページの公表が漏れていた案件が検出された。

公表漏れとなった主な原因は、報告主体である各課・出先事務所等から各部局主管課等への報告の際に、担当者の失念により本来公表対象とすべき案件の一部が報告されていなかったというものであり、公表漏れを防止・発見する体制が十分に構築されていない状況であった。

特命随意契約の公表は、法令や条例で義務づけられているわけではなく、県独自の取組ではあるが、透明性、公平性を確保し、県民への説明責任を果たすことを目的としていることから、今回公表漏れが発見された案件については、必要な情報を公表するなどの対応を取るべきである。

【参考】ホームページ公表 Q&A（出納局会計課策定）

問 3 公表対象月から報告が漏れた場合は、どのように取り扱うのか。

(答) 報告漏れがあった場合、遡って公表データの追加は行わない。判明した月の公表対象分に加えることとする。

更に、今後の対策として、第一義的には、報告主体である各課・出先事務所等において公表漏れのないように十分なチェックを行い、正確な報告を徹底する必要がある。例えば、業務委託等の契約書の決裁文書等に、次に示すような「ホームページ公表の要否」、「報告済み」、「公表済み」等のチェック欄を設け、①ホームページ公表の要否、②公表対象案件が漏れなく各部局主管課等へ報告されていること、③それらが実際に公表されていることを確認する方法が考えられる。また、必要に応じてとりまとめ部署とも連携を図り、相互のチェック体制を構築する等、公表漏れの防止に努めるべきである。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日 岡山県公報 号外

【チェック欄の例】

ホームページ公表 の要否	報告済み	公表済み
要	H27. 5. 15 担当㊞	H27. 5. 25 担当㊞

公表が漏れていた案件について、所管部署ごとの件数、合計委託金額は次のとおりである。なお、個々の案件については、県として所定の手続を経た後に正式に対応すべきである。

所管部署	件数（件）	委託金額（円）
総務部	5	9, 795, 600
県民生活部	6	13, 120, 736
環境文化部	1	1, 230, 638
保健福祉部	16	76, 200, 393
産業労働部	7	21, 472, 492
農林水産部	6	35, 064, 777
土木部	25	594, 849, 846
合計	66	751, 734, 482

(3) 意見

ア 変更契約を行った場合の取扱い

公表対象となる契約は、原則として契約金額（単価契約にあつては、執行予定額）が 100 万円を超える競争性のない特命随意契約とされている。また、当初の契約金額が 100 万円以下のため公表対象外であった案件の場合、その後の契約金額の増額により、100 万円超となる場合は、（増額の）変更契約時に公表することとされている。

一方、既に公表した案件について、契約金額の変更等があった場合、変更に伴う公表を行うこととはされていない。

しかしながら、特命随意契約による業者選定を行っている以上、契約金額に関して競争性が働いていないことから、金額情報は重要な意味を持つと考える。このため、重要な契約金額の変更があった場合にそれを公表することは、透明性、公平性を確保し、県民への説明責任を果たす観点から有用である。

したがって、既に公表した案件であっても、その契約金額の変更があった場合には、当該変更内容について、公表を行うことが望ましい。

2 入札・契約事務審査会における委員長の規定

(1) 概要

県では、業務上必要な物品の貸借及び業務委託等（工事に係る調査、設計、測量等に係る役務の調達を除く。）を行うに当たり、一般競争入札（条件付）における入札参加資格要件、随意契約の適否等について審議を行うため、平成 19 年度より、入札・契約事務審査会を設置している。

審査会は、各部局単位で策定された「入札・契約事務審査会設置要綱」に基づき、予定価格の区分に応じて定められた委員長及び委員によって組織され、次に掲げる事項を審議する。

- ・一般競争入札（条件付）において設定する入札参加資格要件の適否
- ・予定価格が一定金額を超える物品の貸借及び業務委託等に係る随意契約の理由及び地方自治法施行令の該当条項並びに見積徴取先選定理由、特命随意契約にあつては、特定の者に限られる具体的理由の適否
- ・技術提案型契約に係る技術提案書の提出を求める業者の選定
- ・その他、委員長が必要と認める事項

また、審査会は委員長及び委員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数で決する（可否同数のときは、議長である委員長が決する）。

(2) 意見

ア 入札・契約事務審査会における委員長の規定

県では、各部局が実情に応じた要綱を策定するための参考モデルとして、「〇〇部関係物品の貸借及び業務委託等入札・契約事務審査会設置要綱（案）」（以下、「ひな型」という。）が示されている。ひな型では、予定価格の区分に応じて、審査会の委員長を次のとおり定めている。

1,000 万円以上	500 万円以上 1,000 万円未満	500 万円未満
部長	次長	事業執行担当課長

（注）予定価格は、消費税等を含む。

平成 28 年 3 月 25 日 岡山県公報 号外

一方、各部局での実際の取扱いを示すと、次のとおりであり、審査会の委員長の定めに関して、部局によって相違が見受けられる。

【入札・契約事務審査会／委員長の比較】

部局等		予定価格(注) 1,000 万円以上	500 万円以上 1,000 万円未満	500 万円未満
総務部等	知事直轄の組織	危機管理監		担当課長
	総合政策局	総合政策局長		担当課長
	総務部	次長		担当課長
県民生活部		次長		担当課長
環境文化部		部長	次長又は文化スポーツ振興監	担当課長
保健福祉部		次長		担当課長
産業労働部		部長	産業戦略監	産業戦略監又は次長 (担当課を所管する者とする)
農林水産部		部長	次長	担当課長
土木部		部長	次長	担当課長
出納局		出納局長		

(注) 予定価格は、消費税等を含む。

具体的な相違点として、例えば、ひな型と比較した場合、総務部、県民生活部及び保健福祉部の 3 部局では、予定価格 500 万円以上であれば、すべて次長を委員長とする規定となっている。一方で、出納局の場合、金額にかかわらず部局長である出納局長を委員長とする規定となっている。

予定価格 1,000 万円以上の案件で、審査会の委員長が部局長とされていない理由について、総務部、県民生活部及び保健福祉部へ確認したところ、設置要綱を策定した当時の経緯は不明とのことであった。

平成28年3月25日 岡山県公報 号外

実務的な観点からは、取扱う案件の金額や件数の多寡により、権限を下位者へ委譲することは許容されると考えられるが、現在の運用では、どれだけ大きな金額の案件であったとしても、部局長は審査会の委員長とはならないこととなる。

なお、「入札・契約事務審査会設置要綱」について、全庁的な要綱とせずに、部局ごとに策定することとされている理由について、出納局会計課へ確認したところ、「財務規則において、契約担当者（各部局主管課等）が競争入札の参加資格等を定めることとなっており、全庁的な要綱として規定しても、審査件数の多寡や事業内容など各部局の実情に沿わない場合、審査会自体が形骸化してしまうおそれがあるためではないかと推測します。」

と回答を受けた。

審査件数や事業内容等により、各部局の実情に沿わずに実務上の運用に支障をきたす、あるいは審査会自体が形骸化してしまう等、特段の理由がある場合を除き、部局間での権限水準の統一を図り、少なくとも一定金額以上の契約については、部局長を委員長とするように規定することが望ましい。

3 再委託禁止条項の記載

(1) 概要

委託先選定においては当該業者の事業経験等の特性を考慮して選定したものや委託内容から再委託を禁止すべきであるものも多い。また、県では随意契約ガイドラインにおいて、「随意契約を行う場合は、委託契約内容の大部分が委託契約の相手方から更に第三者に再委託されることのないように留意すること」が定められている。

このような状況の場合、無条件に再委託を認めることにならないよう、契約書において再委託の禁止等に関する条項を設けるべきである。県の契約書ひな型においても、再委託の禁止等に関する条項として、例文が記載されており、同条項を設けるべき事例の契約書の締結に利用されている。

(2) 指摘事項

ア 再委託実施に関する決裁

以下の案件においては、委託契約書において再委託の禁止等に関する条項が次のとおり設けられている。

(権利義務の譲渡の制限)

乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部について、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

これに対し、委託先より一部の業務について他の第三者に対して委託が実際に行われているものの、書面による委託先からの事前申請がなく、また県での決裁及び書面による承諾が行われていない。

いずれも第 2 号又は第 3 号による随意契約であるため、特定の事業者に限って業務委託が行われている趣旨に鑑み、今後は委託契約書の条項に従い、書面による申請・決裁・承諾を徹底し、委託業務の適切な履行を委託者として監督する必要がある。

所管部署	委託名称	委託先	契約金額（円）
県民生活部	吉備高原都市建設推進業務	(株) 吉備高原都市サー ビス	8,407,000

平成28年3月25日 岡山県公報 号外

所管部署	委託名称	委託先	契約金額（円）
備前県民局地域政策部	保健所内外清掃業務	(公財)岡山県愛染会	5,151,600

(3) 意見

ア 再委託禁止条項の記載

次の案件では、委託先選定過程や委託事業内容に照らすと、契約書において再委託の禁止等に関する条項を設けるべきであると考えられるにもかかわらず、再委託に係る条項が記載されていなかった。

再委託に係る条項の記載がなければ、無条件に再委託を認めることになる上、再委託の状況把握も困難となり、委託先選定過程で意図したとおりに事業が遂行されない可能性がある。契約締結時には、委託先選定過程や委託事業内容に鑑み、再委託の禁止等に関する条項の記載の必要性の検討を漏れなく実施し、必要と判断した場合には記載することが望ましい。

所管部署	委託名称	委託先	契約金額（円）	備考
消防学校	消防学校給食業務	(株)メフォス	1	※1
消防学校	消防学校庁舎警備業務	セコム(株)	997,920	※2
環境文化部	環境美化推進事業	岡山県環境衛生協会	987,000	※3
総務部	職員寮管理業務委託	個人	1,248,000	※4
美作県民局地域政策部	職員寮（鶴山寮）管理業務	個人	720,000	※5
美作県民局地域政策部	津川ダムエレベーター保守業務	(株)日立ビルシステム中国支社	933,120	※6
保健福祉部	福祉・介護人材マッチング機能強化支援事業	(福)岡山県社会福祉協議会	5,280,000	※7
保健福祉部	福祉・介護の仕事(再)就職支援事業	(株)パソナ岡山	12,571,016	※8

平成28年3月25日 岡山県公報 号外

所管部署	委託名称	委託先	契約金額（円）	備考
保健福祉部	へき地医療支援機構運営事業	(福) 恩賜財団済生会支部岡山県済生会	8,811,000	※9
土木部	平成26年度岡山県農林水産部及び土木部関係技術職員研修業務委託	(公財)岡山県建設技術センター	19,161,639	※10

(備考) 再委託禁止条項を設けるべきと考えられる理由は、以下のとおりである。

- ※1 県消防学校の学生等への給食業務の委託であり、一般競争入札（条件付）により委託先が選定されており、選定条件として、優良な経営実績を有していることや食中毒及び火災事故防止対策を継続して実施し、成果をあげていることなどがあるため。また、当事業は1円にて落札されているが、県からの委託費のほかに食事をする学生や職員等から一定の給食費を徴取して実施するものであり、県の委託業者への聞き取り調査の結果、従来どおりのサービス（食事内容・栄養価・提供体制）を確保できると判断したものであるため。
- ※2 県消防学校の休日及び宿直のない夜間警備並びに火災等異常発生感知等の警備業務の委託である。同委託先への委託が最も経済的合理的であるとの理由により特命随意契約により委託先が選定されているため。
- ※3 地域における環境美化、不法投棄防止、廃棄物排出抑制等を推進する事業の委託である。委託先は空き缶の散乱防止や道路河川の清掃など、環境美化に関する様々な実践活動を県内各地で地域住民を巻き込んで積極的に行っているため、県下全域において環境美化活動を推進し、生活環境の向上を図ることができ、本事業を適正に実施できる唯一の団体であるとの県の判断により、特命随意契約により選定されているため。

- ※4 公舎、寮に係る管理作業（清掃、設備（電気、ガス、水道の点検等））の委託である。受託者は、長年にわたり管理人として誠実に業務を遂行、又は、県庁舎清掃の委託団体において誠実に業務を遂行していた者であること、従来から管理人の確保に苦慮している状況等から、岡山県会計事務取扱要綱 151 条関係（見積書の徴取の基準）1(1)イ「契約内容の特殊性により、相手方が特定されるとき」に該当するとの理由により特命随意契約により委託先が選定されているため。
- ※5 津山地区職員寮（鶴山寮）の管理業務の委託である。委託先は、鶴山寮寮母として長年誠実に業務を遂行しており、当該寮の管理業務に精通しかつ信頼がおける者であること、また原則として住み込みにより県公舎の管理を行う特殊性等も勘案した結果、特命随意契約により選定されているため。
- ※6 津川ダムエレベーター保守業務の委託である。委託先は、津川ダムエレベーター設備の製造及び設置業者の代理店であり、対象機種に精通し緊急時に対応できる体制にあり、適切なメンテナンスを行うことができる業者であるとの判断により特命随意契約により選定されているため。
- ※7 福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、介護職場を開拓する事業の委託である。委託先は社会福祉法第 93 条第 1 項に基づき都道府県知事が指定した社会福祉法人に限定された事業として平成 21 年度から継続的に実施してきており、契約の目的及び性質が競争入札に適さないとの判断により、特命随意契約により選定されているため。
- ※8 福祉・介護分野の潜在的有資格者等を対象に福祉・介護分野セミナーを実施する事業の委託である。企画提案の公募を行い、参加 2 者に対し、プレゼンテーション及び審査委員会を開催し、提案内容についての審査の結果、獲得点数が最も高かった業者を委託先に選定しているため。

- ※9 医師派遣の要請、へき地勤務医師のキャリア形成支援等のへき地医療支援機構の運営の委託である。委託先は、へき地医療に精通した人材を有し、へき地医療従事者の確保・養成、無医地区への検診事業やへき地診療所への医師派遣等の実績があり、各地域の市町村、病院等と円滑な調整を行うことが期待でき、岡山県保健医療計画において、委託することとされていることから選定された委託先であるため。
- ※10 県の建設行政職員に対して行う、建設業務に関する「企画・計画遂行能力」、「監理能力」、「専門知識・技術」を習得することを目的とした研修等の運営の委託である。建設技術者の資質及び技術の向上を目的として設立した公的機関であることから選定された委託先であるため。

4 長期継続契約

(1) 概要

長期継続契約とは、債務負担行為として予算で定めることなく、契約のみを翌年度以降にわたり長期に締結する契約をいう。

業務委託の中には、継続的、経常的なものが多く、また、その業務の中には、長期にわたって、同一の相手に業務委託を行わなければ、安定的な役務提供を確保できないものがあるため、地方自治法第 234 条の 3 の規定により、「電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約」について長期継続契約が認められている。

「政令で定める契約」とは、地方自治法施行令第 167 条の 17 で、「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」と規定されている。県では「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を制定し、次の契約についても長期継続契約ができる契約としている。

【長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（抜粋）】

（長期継続契約）

第 2 条 地方自治法施行令第 167 条の 17 に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる物品を借り受ける契約

イ 事務用機器

ロ 通信機器

ハ 計測機器

ニ 試験研究機器

ホ 光学機器

ヘ 車両及び船舶

ト 作業機器

チ イからトまでに掲げる物品に類するものであって、県の事務事業を遂行する上で

欠かすことができないもの

(2) 次に掲げる役務の提供を受ける契約

- イ 庁舎その他の施設の管理業務
- ロ 庁舎案内業務
- ハ 複写サービス業務
- ニ 物品に係る保守点検等維持管理に必要な業務
- ホ 給食業務
- ヘ 職員の給与及び旅費の支給その他の庶務に関する事務を集中して処理する業務
- ト 消防防災ヘリコプター運航業務
- チ 通学バス運行業務
- リ 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第 4 条第 1 項に規定する自動車の保管場所を確保している旨の証明に係る現地調査に関する業務
- ヌ 県の業務のうち、法令に基づき所定の要件を満たしたものに委託することができることとされているものであって、その遂行に当たり、高度な知識及び能力が必要とされるもの

(2) 意見

ア 長期継続契約の検討

一般に、長期継続契約は、入札、契約に伴う煩雑な事務負担が減少することから、発注者、受注者ともに契約事務の効率化につながる。また、受注者に受注の安定という利益を与えることから、契約事務の効率化だけでなく、より良質なサービスを提供するというインセンティブを与える等のメリットが現れる可能性がある。

したがって、以下の案件については、長期継続契約の可能性について検討することが望ましい。

所管部署	委託名称	委託先	契約金額（円）	該当条例
消防学校	平成 26 年度庁舎警備業務	セコム(株)	997,920	(2) イ
総務部	岡山県庁舎中央監視設備 点検調整業務	日本電技(株) 岡山支店	12,960,000	(2) ニ

平成 28 年 3 月 25 日 岡山県公報 号外

所管部署	委託名称	委託先	契約金額(円)	該当条例
総務部	県庁電話交換機点検調整業務	沖ウィンテック(株) 岡山営業所	3,456,000	(2) ニ
美作県民局地域政策部(真庭地域)	岡山県美作県民局真庭地域事務所庁舎設備保全業務委託	(株)ガット	3,186,000	(2) イ
備前県民局地域政策部	保健所給水設備保守管理業務	(株)アールエコ	76,680	(2) イ
備前県民局地域政策部	庁舎内外空気環境測定業務	アサヒ化工(株)	116,640	(2) イ
県民生活部	テレポート岡山ビル警備業務	(株)山陽セフティ	686,880	(2) イ

イ 債務負担行為による複数年契約の検討

以下の案件は、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に該当する契約でないことから長期継続契約の検討を行うことができない。

当該案件は、岡山空港における消防業務、警務業務及び鳥獣駆除業務であり、継続的、経常的に役務提供を確保すべきものである。実際、一般競争入札(条件付)を行っているものの、平成 22 年度から同一の委託先との契約を行っている。

業務委託期間を複数年とする発注は、複数の業者が参入し新たな提案を受けることによる競争性の確保が期待できることから、債務負担行為による複数年の契約も含めた契約方法等の検討を行うことが望ましい。

所管部署	委託名称	委託先	契約金額(円)
岡山空港管理事務所	岡山空港消防等業務	(株)セノン岡山支社	117,936,000

5 審査表の記載方法

(1) 概要

委託先を選定するに当たり、例えばプロポーザル方式では提案者の技術力や業務遂行体制、経験等、コンペ方式では具体的な企画案やデザイン等を審査し、委託先を決定する。その審査に当たっては、数名程度の審査委員が、委託先候補を審査表評価項目ごとに評価点を付し、それらを審査表に記載し、その審査表を集計し、最も点数が高かった候補者が委託先として選定される。

(2) 意見

ア 審査表の記載方法

以下の委託契約では、委託先を選定する際の審査表について、審査結果が鉛筆で記載されていた。

評価している最中は鉛筆の方が修正可能であり便利な面もあるが、不正防止や審査の透明性を高めるために、最終的にはペン書きで記載することが望ましい。

所管部署	委託名称	委託先	契約金額（円）
総合政策局	放送委託	山陽放送(株)	9,720,000
総合政策局	「晴れの国おかやま」制作業務委託	(株)大広西日本岡山支社	5,443,200
保健福祉部	福祉・介護の仕事(再)就職支援事業	(株)パソナ岡山	12,571,016
保健福祉部	就労意欲喚起等支援事業	(株)パソナ岡山	7,300,800
土木部	岡山県警察本部庁舎整備基本設計委託	岡山県警察本部庁舎整備基本設計委託 日建設計・倉森建築設計事務所設計 共同体	55,209,600
知事直轄	地域防災力強化演習等業務委託	損保ジャパン日本興亜リースクマネジメント(株)	4,241,246

平成 2 8 年 3 月 2 5 日 岡山県公報 号外

知事直轄	岡山県総合防災情報システム再構築・運用保守委託	(株)日立製作所 中国支社 岡山支店	181,545,000
知事直轄	原子力防災訓練運営支援業務委託	(公財)原子力安全技術センター	5,731,000
保健福祉部	結婚～育児まで「切れ目ない」情報提供事業	(株)ビザビプロモーション	10,692,000
産業労働部	若者・企業ベストマッチング！推進事業	(株)キャリアプランニング	7,829,800
産業労働部	観光宣伝機能強化事業	(株)JTB 中国四国	19,993,600
産業労働部	シンガポール・マレーシアでの観光プロモーション等実施委託業務	(株)JTB 中国四国	9,584,000
産業労働部	観光情報発信機能強化事業	(公社)岡山県観光連盟 外 2 件	25,007,256
産業労働部	台湾でのプロモーション等業務(ショートムービー作成事業)	(株)電通西日本	7,997,400

6 特命随意契約

(1) 概要

随意契約とは、競争入札の方法によらないで任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法をいい、特命随意契約とは、単数の者からの見積り徴取により行う随意契約をいう。

特命随意契約は、一般に委託業務の公平性が失われる可能性が高いことから、「業務委託に係る随意契約ガイドライン」でも、前例や経緯、既成概念にとらわれることなく、より公平性を確保していく必要がある、としている。

(2) 意見

ア 特命随意契約の公平性の確保

以下の案件については、業務履行が特定人に限定されるとして特命随意契約としているが、業務内容自体は特定人に限定されるわけではなく、主にその業者の立地の優位性等から実質的に業務履行が特定人に限定されると判断している。

県の判断は不合理なものではないものの、その見直しは行われてはならず、結果として同一業者と長期にわたっての特命随意契約となっており、県がその判断を継続する限り、委託先が変わる見込みがないものである。

県の委託契約で、より公平性を確保するために、契約内容を事前にホームページ等で開示し、提供可能な、もしくは希望する業者の有無を模索し、それでもその業者しか該当がない場合は特命随意契約としている委託契約もあり、そのような取組を取り入れ、少しでも公平性を確保するために公募随意契約とすることが望ましい。

所管部署	委託名称	委託先	契約金額（円）
備中県民局水島港湾事務所	児島観光港港湾施設維持管理	瀬戸大橋観光船協会	2,160,000
産業労働部	おもてなし向上事業	(特非) 吉備野工房ちみち	5,257,243

7 テレビ番組等 PR 目的の委託業務の有効性の検討

(1) 概要

県は、県の PR を目的とした各種の特別テレビ番組、ラジオ番組等の制作及び放送をテレビ局やラジオ局に委託している。これら県の PR を目的とした委託業務については、その PR の有効性が重視されるところである。

(2) 意見

ア テレビ番組等 PR 目的の委託業務の有効性の検討

テレビ番組等 PR 目的の委託業務について、その有効性を更に高めるため、(ア) スポンサーからの CM 収入の獲得状況の把握や(イ)全国のテレビネットワークによる放送の企画立案、(ウ)番組視聴率の把握、(エ)アンケート調査の実施などの検討を行うことが望まれるものがあつた。その具体的な内容は次のとおりである。

所管部署	委託名称	委託先	契約金額（円）	
備中県民局地域政策部	テレビ番組「備中県民局管内の観光 PR 番組」制作・放送事業委託	岡山放送(株)	1,000,000	
(概要)				
備中エリアの観光地に焦点を当て、備中の魅力発信に資するテレビ特別番組（55 分）を制作し、放送することをテレビ局に委託する事業である。放送局、放送日時及び視聴率等は次のとおりである。				
放送局	放送日	放送時間	視聴率 （※4）	視聴占拠率 （※4）
BS フジ	平成 26 年 6 月 21 日（土）	11:00～11:55	－（※1）	－（※1）
岡山放送	平成 26 年 6 月 21 日（土）	13:05～14:00	3.1%	8.6%
岡山放送	平成 26 年 7 月 6 日（日）	25:20～26:20（再放送）	2.6%	15.0%
テレビ新広島 （※3）	平成 26 年 6 月 21 日（土）	13:30～14:25	5.6%	14.2%
テレビ愛媛 （※3）	平成 26 年 6 月 28 日（土）	13:00～13:55	－（※2）	－（※2）

山陰中央テレビ (※3)	平成 26 年 6 月 28 日 (土)	14:00～14:55	－ (※2)	－ (※2)
高知さんさんテレビ (※3)	平成 26 年 6 月 28 日 (土)	15:05～16:00	－ (※2)	－ (※2)
関西テレビ (※3)	平成 26 年 7 月 6 日 (日)	26:18～27:14	1.5%	13.0%
福島テレビ (※3)	平成 26 年 7 月 14 日 (月)	9:50～10:50	－ (※2)	－ (※2)

(※1) BS 放送は視聴率を出していない。

(※2) 視聴率測定は月に 2 週間のみ。今回は不測定。

(※3) 委託先（岡山放送）以外の放送局は、岡山放送の全国テレビネットワークの放送局である。

(※4) 視聴率とはテレビ番組を閲覧者の割合を示す指標のことをいう。世帯単位で把握する世帯視聴率と、個人単位で把握する個人視聴率があるが、一般には、世帯視聴率のことをさす。視聴占拠率とは、各局の視聴率の合計を 100 として、そのうち特定局又は番組の占める割合をいう。

(ア) スポンサーからの CM 収入の獲得状況の把握

県は、視聴率アップに向けてインターネット等を活用して番組が放送される旨の情報発信等を行うとともに、関係者に対し番組が放送される旨の紹介チラシの配布等を実施している。また、委託先との契約では、委託先はスポンサーを募集でき、スポンサーからの CM 収入は番組内容を充実させるために使用することとするにより、県の費用負担をより経済的に効果的な番組を制作できるよう図っている。よって、スポンサーをどれだけ獲得できたかは番組の充実度や魅力の程度に関係するため、委託事業の効果を測る一つの指標ともなると考えられる。つまり、制作された番組に魅力があれば、スポンサーを獲得でき、スポンサーが獲得できれば更に番組を充実させることができるという相乗効果がある。また、委託先が如何にスポンサーを募り番組の充実を図ったかを把握することは、委託先の業務の遂行を評価する上での判断材料にもなり得る。

しかし、県は同番組のスポンサーの状況は把握しておらず、成果物として入手している番

組収録データもスポンサーの CM を除いたものとなっている。上表のとおり、同番組は多くのテレビ番組で放送されているため、スポンサーからの CM 収入も少なくないと考えられる。契約どおり同 CM 収入が如何に番組制作の充実のために使用されたかについても県は確認する必要がある。県は視聴率等の把握に加え、スポンサーからの CM 収入の状況も把握することが望まれるところである。

所管部署	委託名称	委託先	契約金額（円）
備中県民局地域政策部	テレビ特別番組「備中県民局管内の農業 PR 番組」制作・放送事業	岡山放送(株)	1,000,000

(概要)

備中エリアの食と農に焦点を当て、管内の頑張る農業者とその取組を取り上げて、管内の魅力ある農産物や、産業としての農業の魅力について、視聴者の関心を喚起する構成とするテレビ特別番組（30 分）を制作し、放送することをテレビ局に委託する事業である。放送局、放送日時及び視聴率等は次のとおりである。

放送局	放送日	放送時間	視聴率	視聴占拠率
岡山放送	平成 26 年 9 月 27 日（土）	13:05～13:35	3.5%	11.0%

(イ) スポンサーからの CM 収入の獲得状況の把握

視聴率アップに向けて県が実施している内容は上述の「テレビ番組「備中県民局管内の観光 PR 番組」制作・放送事業委託（以下、「観光 PR 番組放送事業」という。）」と同様であり、よって、同様にスポンサーの状況を把握すべきであると考ええる。

(イ) 全国のテレビネットワークによる放送の企画立案

更に、当番組放送の委託事業と観光 PR 番組委託事業とを比較すると、当番組は放送の回数が 1 回であるが観光 PR 番組放送事業は 8 放送局合計 9 回放送されている。放送時間も当番組が 30 分であるところ観光 PR 番組委託事業は 55 分である。契約金額は同じであるが、このように比較すると、観光 PR 番組放送事業の方が当番組より PR 効果が高いといえる。観

光 PR 番組放送事業の全国テレビネットワークの放送局による放送は委託先からの提案によるものとのことであるが、これらの放送局においても制作された番組で魅力あるものを放送できれば、番組制作費の削減とスポンサーからの CM 収入を獲得することができ、県及びテレビ局双方にとってメリットがあるものといえる。

よって、県は、その他の番組についても PR 効果をより発揮するため、観光 PR 番組放送事業のように、委託先の全国テレビネットワークの放送局を通じての放送も視野に入れ企画するなど PR 効果をより発揮できるよう努められたい。また、そのためには、同委託事業を随意契約により選定しているが、場合によっては相見積りを実施するなど委託先に競争性を持たせる検討をすることも望まれる。

所管部署	委託名称	委託先	契約金額（円）
備中県民局地域政策部	テレビ特別番組「笑顔の仕掛け 人たち～支えたい。備中エリアの保健福祉～」制作・放送事業	テレビせとうち(株)	999,000

(概要)

備中県民局管内で保健福祉を支えている団体の活動を紹介するとともに、団体を牽引しているリーダーの方々にスポットをあて、その人達が輝いている理由を知ってもらうことで、まだ十分に理解されていないと思われる保健福祉の地道な取組みに関心をもってもらうためのテレビ特別番組（30 分）を制作し、放送することをテレビ局に委託する事業である。放送局、放送日時及び視聴率等は次のとおりである。

放送局	放送日	放送時間	視聴率	視聴占拠率
テレビせとうち	平成 26 年 12 月 6 日(土)	12:30～13:00	0.3%	不明

(ア) スポンサーからの CM 収入の獲得状況の把握

視聴率アップに向けて県が実施している内容は上述の「観光 PR 番組放送事業」と同様であり、よって、同様にスポンサーの状況を把握すべきであると考ええる。

(イ) 全国のテレビネットワークによる放送の企画立案

更に、当番組放送の委託事業と観光 PR 番組委託事業とを比較した結果については、上述の「テレビ特別番組「備中県民局管内の農業 PR 番組」制作・放送事業」と同様であり、委託先の全国テレビネットワークの放送局を通じての放送も視野に入れ企画するなど PR 効果をより発揮できるよう努められたい。また、そのためには、同委託事業を随意契約により選定しているが、場合によっては相見積りを実施するなど委託先に競争性を持たせる検討をすることも望まれる。

所管部署	委託名称	委託先	契約金額（円）
美作県民局地域政策部	TV を活用した美作地域 PR 事業	テレビせとうち(株)	1,000,000

(概要)

美作国建国 1300 年記念事業の目玉の一つであり、美作地域を全国に認知させるのに効果のあった人気漫画の NARUTO-ナルト-を活用した観光 PR 番組を制作し、美作地域の見どころ等の PR 及び誘客促進を図る事業である。

放送局	放送日	放送時間	視聴率	視聴占拠率
テレビせとうち	平成 26 年 7 月 20 日(日)	12:30~13:00	3.1%	不明
テレビせとうち	平成 26 年 7 月 28 日(月)	26:05~26:35 (再放送)	(※)	(※)

(※) 再放送のため、記載を省略している。

(ウ) 番組視聴率の把握

委託契約書、委託業務仕様書では、視聴率の取得は規定しておらず、把握していなかったが、今回の監査に当たって、平成 26 年 7 月 20 日の視聴率の確認を依頼したところ、3.1%であった。

放送確認書及び番組を収めた DVD データにより、仕様書のとおり委託業務が履行されていることを確認しているが、PR 効果を測定する手法の 1 つとして、毎回の番組視聴率の把握を

行うことが望まれる。その際には、委託業務仕様書等で視聴率の報告を受ける旨を規定すべきである。

(エ) アンケート調査の実施

更に、開催イベントの来訪者に対して、「このイベントをどのような媒体で知ったのか」といったアンケート調査を実施するなど、PR 効果の測定方法を検討することが望まれる。

所管部署	委託名称	委託先	契約金額（円）
美作県民局地域政策部	美作県民局広報事業（Burari ほっと情報）	山陽放送(株)	2,376,000

(概要)

美作県民局管内 10 市町村のイベント情報及び同県民局発信情報等を素材としてラジオ番組制作を行い、県下全域を対象として定期的、かつ、タイムリーに情報発信を行う事業である。

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間で、毎週火曜日 5 分間の AM ラジオ放送を行うものであり、番組形式は、電話対談及びアナウンサーによる原稿の読み上げとなっている。

放送局	放送日	放送時間	聴取率
山陽放送	毎週火曜日	14:15～14:20 頃	—

(エ) アンケート調査の実施

毎月提出される放送確認書により、仕様書のとおり委託業務が履行されていることを確認しているが、ラジオ番組の聴取率は、放送局が調査していないため取得することができない状況である。PR 効果を測定する手法の 1 つとして、例えば、開催イベントの来訪者に対して、「このイベントをどのような媒体で知ったのか」といったアンケート調査を実施するなどの方法を検討することが望まれる。

8 履行確認等の事務手続に関する事項

(1) 概要

契約担当者等は、契約者が当該契約を履行した時は、契約書等に基づいて必要な検査を行う必要があり、履行の完了確認をした場合は、原則として検査調書を作成する必要がある。

(2) 指摘事項

ア 履行確認等の事務手続に関する事項

委託料に係る事務手続のうち履行確認等に関する事項について、次のとおり、改善すべき点が見受けられた。

所管部署	委託名称	委託先	契約金額（円）
総務部	職員寮管理業務委託	個人	1,248,000
委託契約書第 7 条第 1 項において、受託者は、「毎月末に、県に対し作業内容の実施状況を報告しなければならない。」と規定され、同条第 2 項では、「前項の報告をもとに、県は、毎月 1 回受託者の作業を検査するものとする。」と規定されている。 しかしながら、当該報告は口頭によるのみであり、報告内容が記録として残されていないため、報告された事実や報告内容が確認できず、毎月の検査の状況も確認できない状況であった。 報告内容を明確化するとともに、より有効な管理業務の実施に資するためにも、報告内容や検査の状況を記録しておくべきである。			
所管部署	委託名称	委託先	契約金額（円）
総務部	地方消費税都道府県間清算システム運用業務委託	地方公共団体情報システム機構	443,664
本委託契約の仕様書・作業要領 3(1)において、「地方消費税 国からの払込金額一覧表（月分）」、「地方消費税清算による収支見込額の都道府県別明細書」は毎月納入することとされている。 平成 26 年 4 月及び 5 月分の納品書を閲覧したところ、納品日の記載がなく、また県にお			

ける受領印等も押印されていなかった。

納入時期を明確にする観点から、委託業者に対して網羅的な納品日の記載を求めた上で、受領時に納品書へ受領印を押印すべきである。

所管部署	委託名称	委託先	契約金額（円）
総務部	自動車税定期課税に関する業務 委託	西尾総合印刷(株)	20,418,696

本委託契約の履行期限は、次のとおりである。

業務内容	委託期間	履行期限
納税通知書関係業務	平成 26 年 4 月 1 日から同年 5 月 2 日	平成 27 年 5 月 2 日
口座振替関係業務	平成 26 年 4 月 1 日から同年 6 月 11 日	平成 27 年 6 月 11 日

納税通知書関係業務、口座振替関係業務に係る納品書を閲覧したところ、いずれも納品書日付が平成 27 年 6 月 20 日となっているにもかかわらず、平成 27 年 6 月 11 日付で委託業務完了届の提出を受けていた。

委託業務完了届が形骸化しないように、実態に即した適切な日付を記載するよう委託先に求めた上で、受領確認を行うべきである。

所管部署	委託名称	委託先	契約金額（円）
保健福祉部	就労意欲喚起等支援事業	(株) パソナ岡山	7,300,800

就労意欲喚起等支援事業業務委託仕様書 5(2)アにおいて、「作成した自立支援プログラムは、福祉事務所及び岡山県へ報告する。」と規定されている。また、同仕様書 5(2)イにおいて、「カウンセリング等を行った際は、経過記録を作成し、定期的に福祉事務所及び岡山県へ報告すること。」と規定されている。

しかしながら、報告内容が記録として残されていないため、報告された事実や報告内容が確認できない状況であった。

報告内容を明確化するとともに、より有効な支援業務の実施に資するためにも、報告内容を記録しておくべきである。

(3) 意見

ア 履行確認等の事務手続に関する事項

委託料に係る事務手続のうち履行確認等に関する事項について、次のとおり、改善することが望ましい点が見受けられた。

所管部署	委託名称	委託先	契約金額（円）
環境文化部	野生鳥獣保護管理対策事業	(公財)岡山県環境保全事業団	7,740,360
「野生鳥獣保護管理対策事業実施要領」の内容及び契約金額を変更するため、平成 26 年 11 月 21 日付で変更契約書を締結している。変更後の実施要領については、平成 26 年 11 月 20 日に県の決裁手続を経た上で、同日に委託業者へ通知している。ただし、当初の実施要領は原契約書に綴られているものの、変更後の実施要領は変更契約書に綴じ込まれていなかった。原契約書第 1 条で別紙の実施要領を参照しており、実施要領は契約条項の一部を構成するものであることから、実施要領の内容に変更があった場合、変更契約書に実施要領も一緒に綴じ込んでおくべきである。			
所管部署	委託名称	委託先	契約金額（円）
環境文化部	平成 26 年度地域スポーツ推進事業	(公財)岡山県体育協会	2,785,000
この委託契約は、委託先に委託料を支払い、スポーツクラブ補助という名目で 1 名を雇用してもらい、その委託の目的を果たす活動をしてもらうものである。その者は委託先の業務にも携わっており、その業務の部分は、委託料とは別に、委託先が給与を負担している。 この業務は、委託先から県へ提出された委託業務従事月報をもとに委託業務の内容把握や効果測定を行っており、次のとおりである。			

(委託業務従事月報抜粋)

平成 26 年度岡山県体育協会助成金に係る業務

- ・ 申請書記入の問い合わせ対応
- ・ 受理をした申請書の確認
- ・ 交付決定通知の送付
- ・ 報告書記入の問い合わせ対応
- ・ 受理した報告書の確認
- ・ 交付確定通知の送付

このうち、下線部は、委託業務とは関係がない委託先の業務である。県は、委託業務従事月報のチェックを確実にし、委託業務とは関係がない業務が報告に含まれていた場合は、内容を確認するとともに、委託業務部分だけを報告させるように指導することが望ましい。

9 審査員の独立性

(1) 概要

プロポーザル方式及びコンペ方式により委託先を選定する場合、提案者の企画提案やプレゼンテーションの内容等に基づき、あらかじめ定められた評価項目について、案件ごとに設置された審査会等の審査を経て決定される。

審査会は、県職員のみで構成される場合と、県職員以外の外部有識者を含めて構成される場合があるが、特定の者に対して不当に有利な判定が行われることを防止し、公平な審査を実施するためには、プロポーザル方式及びコンペ方式提案者と審査員との間に特別な利害関係がないことが前提となる。

(2) 指摘事項

ア 審査員の独立性

次に示す委託契約は、いずれも審査会の構成員及びその配偶者等の近親者と提案者との間に特別な利害関係があるかどうかについて確認していなかった。

所管部署	委託名称	委託先	契約金額 (円)	備考
土木部	岡山県警察本部庁舎整備基本設計委託	岡山県警察本部庁舎整備基本設計委託 日建設計・倉森建築設計事務所設計共同体	55,209,600	注 1
美作県民局地域政策部	都会の仕事が田舎に集まるシェアオフィス事業	山村エンタープライズ	1,000,000	注 2
美作県民局地域政策部	生き活き美作協働事業（美作地域の伝えたい食・サイコープロジェクト 2014）	（特非）市民活動センターまにわ	1,000,000	注 2

（注 1）審査員のうち 1 名の、ある提案者に対する採点のみ他の採点者の平均点と大きく乖離している状況があった。なお、プロポーザルへの参加者数及び審査結果その

ものについては非公開の取扱いとされているため、本報告書では具体的な評点等については記載を差し控えている。

(注 2) コンペ・プロポーザルへの応募に当たって、提案者から役員名簿の提出を求めており、審査員が役員に含まれていないか、という点については確認を行っている。

審査員本人だけでなく、配偶者等の近親者が提案者と特別な利害関係を有している場合には、公平な観点からの審査の妨げとなることが懸念されるため、業者選定の公平性を担保するためにも、審査員の独立性に関する手続を必ず実施すべきである。

審査員の特別利害関係を確認するに当たっては、例えば、地方自治法第 117 条本文では「普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。」とあり、それらも参考にされたい。

10 事業実績の把握

(1) 概要

契約書上の精算規定の有無にかかわらず、委託事業に関する実績を把握するため、委託先より委託事業に関する収支報告書を入手していることが多くの案件でなされている。

次の案件では、収支報告書を入手しているものの、予算金額と実績額が同額のものを入手しており、委託事業に関する実績の把握が十分でない可能性がある。中には、5年にわたって、その状態が継続している案件もあった。

所管部署	委託名称	委託先	契約金額（円）
産業労働部	テクノサポート岡山情報提供等業務	(公財)岡山県産業振興財団	31,412,523
保健福祉部	女性医師キャリアセンター運営事業	(大)岡山大学	20,000,000
保健福祉部	地域医療従事医師育成最適プログラム策定事業	(特非)岡山医師研修支援機構	15,000,000
保健福祉部	へき地医療支援機構運営事業	(福)恩賜財団済生会支部岡山県済生会	8,811,000
県民生活部	青少年育成地域活動推進指導者研修会開催事業	岡山県保護司会連合会	500,000

(2) 意見

ア 事業実績の把握

委託金額が適正であるか検討する際の参考資料とするため、収支報告書を入手する際には、当初予算を超過する場合にも実績額を記載するよう求め、委託金額が委託事業を遂行するに当たり不足していないか検証することが望ましい。

11 提案書の提出期限後の補正指示

(1) 概要

以下の委託契約は、職業能力開発校の職業訓練事業の委託であり、技術提案型契約方式のプロポーザル方式を採用し、業者選定を行っている。

これらのプロポーザル方式の業者選定では、提案書の提出期限後に県が提案書の補正指示を行っている。

例えば、提案書の業者情報の中に、業者が営んでいる学校の生徒数の記述があり、その生徒数が誤記されていた場合には、県の担当者から当該業者に連絡がなされ、その業者に補正指示を行っている。

(2) 意見

ア 提出期限後の提案書の補正指示

県の補正指示により補正すると減点する仕組みがあり、どのような要因で補正を行ったか、何度補正を行ったか、など提案書チェックリストを用いて減点するような一定の決まりはあり、一定の公平性は保たれているものの、補正指示のやり取りが少数の担当者の判断により行われることが多く、透明性が阻害されることが懸念されるため、このようなやり取りは行うべきではない。

また、例えば、一度補正指示に従い補正を行なった業者が 1 点減点されたとしても、提出期限を守った業者からみて、その減点の程度が公平なのかどうか測るすべはなく、提出期限までに正確にプロポーザルを行った業者とで不公平が起こる可能性がある。

県は、提案書の提出期限後に提案書の補正を求めるようなことは止めた上で、提案書に明らかに誤りがあるのであれば、そこを明らかにした上で、それらの取扱いも含めて、審査を行うことが望ましい。

所管部署	委託名称	委託先	契約金額（円）
産業労働部	保育士養成科	(学)旭川荘	6,998,400
産業労働部	委託訓練・就職支援	西日本電子計算機(株)	5,195,051
産業労働部	委託訓練・就職支援	(学)武田学園 専門学 校ビーマックス	5,092,200

平成 2 8 年 3 月 2 5 日 岡山県公報 号外

所管部署	委託名称	委託先	契約金額（円）
産業労働部	介護スペシャリスト養成科（岡山）	（株）サルピス	8,100,000
産業労働部	介護スペシャリスト養成科（倉敷）	（特非）ウェル福祉学習センター	7,938,000
産業労働部	保育士養成科	（学）旭川荘	6,365,126

12 その他個別案件

(1) みどりの少年隊交流集会及び指導者研修会事業

ア 概要

所管部署	環境文化部
委託名称	平成 26 年度みどりの少年隊交流集会及び指導者研修会事業
委託内容	みどりの少年隊交流集会及びみどりの少年隊指導者研修会の企画・運営
委託の目的	みどりの少年隊等、地域において緑化活動を実施しているボランティア団体等の育成事業を行う。
委託先	(公社)岡山県緑化推進協会
契約金額（税込）	756,000 円
契約方法	随意契約

地域において緑化活動を実施しているみどりの少年隊を対象に、自然の中で共同生活と学習活動を通じて、緑のもつ重要性や必要性を学んでもらうとともに、みどりの少年隊相互の交流を図ることを目的に、平成 26 年 8 月に 1 泊 2 日で、森林や緑の果たす役割、ボランティア活動の重要性等を、講師の指導により、オリエンテーリング等の実践活動、共同生活を通じて学ばせることを委託する事業であり、実施内容は次のとおりである。

(ア) みどりの少年隊交流集会

日時： 平成 26 年 8 月 24 日（日）11：30～25 日（月）13：00

場所： 真庭市蒜山下和 津黒高原

参加者： 76 人（少年隊員 43 人、指導者等 33 人）

平成 2 8 年 3 月 2 5 日 岡山県公報 号外

(イ) みどりの少年隊指導者研修会

日時： 平成 26 年 6 月 13 日（金）10：30～15:00

場所： 勝田郡勝央町 岡山県農林水産総合センター森林研究所

参加者： 25 人

(ウ) 主催者等

主催： 岡山県、(公社)岡山県緑化推進協会、岡山県緑の少年隊連絡協議会

協賛： (公財)岡山県環境保全事業団

イ 指摘事項

(ア) 協賛金等の収支計上

当該事業の実施のための財源として、県からの委託費のほかに(公財)岡山県環境保全事業団から 100,000 円の協賛金及び参加申込者からの負担金 14,100 円(@300 円/人×47 名)を受領し、当該事業の経費の用途に使用されているが、委託先業者から入手している当該事業の収支決算において、以下のとおり、当該協賛金及び参加申込者負担金の収入計上がなされていない。

【収支決算】

区分	金額（円）	摘要
(収入)		
県委託費	756,000	
収入計	756,000	
(支出)		
報償費	144,000	真庭観光連盟
旅費	77,825	少年隊指導者等旅費
食糧費	131,201	高原荘での食事代等
図書等購入費	7,591	研修資材
物品購入費	23,976	ペナント

区分	金額（円）	摘要
印刷製本費	12, 299	研修資料作成（事務所コピー料金）
保険料	36, 408	傷害保険等
宿泊費	308, 000	施設使用料
事務費等	14, 700	事務用品費、通信費等
支出計	756, 000	

県との委託契約では、収入が経費を超過した場合は超過分を返金する精算方式が採用されている。上表のとおり、当該事業の収支決算は県からの委託費による収入と支出が均衡している決算となっているため、協賛金収入 100, 000 円及び参加申込者負担金 14, 100 円を計上すると、収入が 114, 100 円増加することとなる。

県に追加の調査を依頼したところ、実際には支出はさらに多く、県からの委託費と同協賛金及び参加申込者負担金のほかに、委託業者の負担金を合わせて事業を行っており、実態として返還させるべき金額は生じていなかった。

事業の収支状況を適切に把握し、今後の事業実施内容等の検討にも役立てるため、受領した協賛金等も収入計上するとともに、要した経費の実額を費用計上し、収支を実態どおり報告させるようにする必要がある。

(2) 介護職員育成派遣・現任介護職員等研修支援業務

ア 概要

所管部署	保健福祉部
委託名称	介護職員育成派遣・現任介護職員等研修支援業務
委託内容	福祉・介護分野への就業を希望する離職者等に対して、研修を行った後、介護サービス事業所等へ派遣するとともに、離職者等を受入れる事業所が、現に雇用する福祉・介護職員を研修に参加させる。
委託の目的	不足する福祉・介護業界における人材を育成するため、福祉・介護分野への就業を希望する離職者等に対して、福祉・介護に関する知識・技術等を修得する研修を行った後、実際に県内の社会福祉施設及び介護サービス事業所等（以下「事業所等」という。）へ派遣するとともに、離職者等を受入れる事業所等が、現に雇用する福祉・介護職員を研修に参加させることにより、職場への定着を支援する。
委託先	(株)パソナ岡山
契約金額（税込）	65,178,000 円
契約方法	随意契約（プロポーザル）

当事業は、事業所等の現任介護職員が研修に参加できるように、福祉・介護分野への就業を希望する失業者に対して、福祉・介護に関する知識・技術等を修得する研修を行った後、代替職員として当該事業所等に派遣し、当該人件費を県が負担することで、失業者の雇用促進並びに現任介護職員の研修によるスキルアップを図る県の緊急雇用創出事業であり、財源は国からの補助金である。

委託料 65 百万円のうち人件費が 59 百万円を占め、そのうち派遣職員の人件費が 43 百万円、事業運営の人件費 16 百万円である。

また、委託内容の主な内容は次のとおりである。

派遣手続等	
	派遣職員の募集、選考及び登録
	派遣希望事業所等の募集及び選考並びに事業所等への事業の周知
	派遣職員と派遣先事業所等との連絡・調整
	派遣職員との雇用契約及び派遣先の事務所との労働者派遣契約の締結
	派遣職員への研修の実施
	派遣（労務管理、給与支払等）
	雇用状況報告書の提出
	実績報告書の提出
派遣対象となる事業所等	
	次に掲げる事業所等のうち、関係法令、通知、県条例等に基づく職員配置基準を充たしているもの
	・ 老人福祉施設、介護保険サービス事業所等
	・ 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等
	・ 児童福祉施設等
	・ 上記以外で介護等の直接処遇に従事する職員を配置することとされている事業所等
	複数の事業所等を経営する法人にあつては、原則として 1 法人について 1 事業所等を派遣対象とする
現任介護職員等	
	離職者等を受入れる事業所等は、現任介護職員を研修計画に基づき研修に参加させる。この場合において、介護業務に従事しない事務職員等は派遣対象としない。

現任介護職員等が参加する研修等
事業所等が策定する研修計画に基づいて現任介護職員等を参加させる次に掲げる研修等
・介護福祉士実務者研修（平成 27 年度の介護福祉士国家試験から実務経験者に終了が義務づけられた研修）
・社会福祉士及び介護福祉法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づく介護職員による喀痰吸引等を実施するための研修
・介護職員初任者研修
・ユニットリーダー研修、ユニットケア施設管理者研修
・認知症介護実践研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修、認知症介護指導者養成研修
・介護福祉士国家試験受験対策講座
・介護支援専門員研修
・サービス管理責任者研修
・国、県、市町村又は事業者団体等が実施する福祉・介護従事者向け研修
・その他福祉・介護職員の資質向上に有益であると認められる研修
（注）研修等は事業所等を離れて行われるものに限らず事業所等内で行う研修等も含み、その形式については、講義形式・実技指導形式等いずれによるものも可とする。
外部からの依頼等に基づき、講師として現任介護職員等を派遣する介護職員等の資質向上等のための研修等
インドネシア、フィリピン及びベトナムとの経済連携協定による介護福祉士候補者を受け入れた事業所等が、事業所等が策定する研修計画に基づき、当該介護福祉士候補者を受講させる外部の日本語研修等
事業所等の現任介護職員等が、外国人介護福祉士候補者の教育担当者として指導を行うことにより、本来の業務に専念できない場合

イ 指摘事項

(ア) 事業が定められた制度どおりに遂行されていることの確認

県は、委託事業について、委託先業者が定められた制度どおりに遂行していることを確認する必要があるが、次の 2 点において、その確認がなされていなかった。

a 現任介護職員等の研修参加の確認

当該事業は、現任介護職員等を研修に参加させるために、その不在時に代替職員を派遣する事業である。よって、県は、委託先が県に提出する実績報告書に、現任介護職員等が研修計画に基づいた研修を行ったことを証する書類を添付することとしている。

しかし、当該実績報告書を閲覧したところ、介護事業者への代替職員の派遣に当たり、現任介護職員等の各種研修を行ったことを証する書類の添付がなく、当該代替職員の派遣が現任介護職員等の研修参加のためであることの確認をしていなかった。

現任介護職員等の研修を行ったことを証する書類の提出を徹底させるとともに、県の確認結果を記録しておく必要がある。

b 失業者であることの確認

当該事業は雇用促進を目的の一つとしているため、派遣職員の採用に当たっては、その者が採用前に失業者であることが前提となっている。県は、その旨を委託契約書においても記載した上で、委託業者が県に提出する実績報告書に、採用者が失業者であった証明書の添付を必要としている。

しかし、委託先から提出された派遣職員のリストには、氏名、雇用期間及び失業の区分（区分内訳：①雇用保険支給終了、②自営業廃業者、③その他）の記載があるものの、採用者 61 人全員が③の区分であり、それ以上の情報はなく、失業者であることを確認した証明書類の添付はないため、派遣職員が失業者であったことを県が確認したといえない状況である。

採用者が失業者であった証明書の提出を徹底させるとともに、県の確認結果を記録しておく必要がある。

ウ 意見

(ア) 派遣職員の人件費の支給実績

派遣職員への人件費は委託費から支給されるが、各人の時間給はその資格等に応じ異なる。しかし、委託先が県に提出している毎月の実績報告は派遣実績日数の報告のみで金額の報告がなされておらず、人件費の報告は、年間の実績報告書に合計金額が記載されているのみである。よって、派遣職員の人件費について、各人の資格及び派遣実績時間に応じ適切に支給されたか否かの確認はできなかった。

毎月の実績報告には、例えば、各派遣職員別に資格及び時間給、派遣時間数、支給額を記載させるなど、定められているとおり適切に人件費が支給されていることを県が把握できるようにすべきである。また、県は委託先に提出させている実績報告書の様式の注釈に「人件費については出納簿、賃金台帳等と厳重に照合した後提出すること」と記載しているが、県としても必要に応じ、委託先の給与台帳等との照合を行うことが望まれる。

(イ) 事業運営経費の人件費

事業運営経費の人件費について、県の積算では専任職員 4 名であり、委託業者の見積りによると専任職員 3 名及び兼務職員 2 名である。

同人件費についての委託先からの報告は、実績報告が以下の例のとおり毎月提出されているが、専任 3 名及び兼務 2 名ごとの具体的な作業内容の報告はないため、作業状況の把握は困難であり、具体的な作業報告を入手することが望ましいと考える。また、上述の「(ア) 派遣職員の人件費の支給実績」と同様、県は必要に応じ、委託業者の給与台帳等との照合を行うことが望まれる。

【実績報告書例（平成 27 年 3 月）】

1 求人募集状況

日時（注）	募集方法	実施状況
4/25～	Web	パソナホームページに事業内容告知
4/12～	紙媒体	求人誌
	求人誌	新聞折込チラシ（岡山・倉敷）

平成28年3月25日 岡山県公報 号外

日時（注）	募集方法	実施状況
		福祉ページ掲載
4/28～	チラシ ポスター	岡山県福祉人材センター 岡山県社会福祉協議会 岡山県介護福祉会 へ告知
4/17～	説明会	事業内容説明、および選考会実施
5/19～	ハローワーク	チラシ配布依頼

（注）募集手続は年度初旬に実施

2 新規雇用の失業者

雇用者氏名	保有資格	雇用期間	就業場所
×××	介護福祉士	3月1日～31日（19日間）	（社福）夕風会 特別養護老人ホーム グリーン・コム

当月の雇用人数 合計（人）	当月の雇用日数 の合計（日）
1	266

事業開始から当 月までの雇用人 数の合計（人）	事業開始から当 月までの雇用日 数の合計（日）
61	3,555

3 事業所への派遣の状況

申し込み事業所等からの 派遣依頼日数（日）A	派遣実績日数（日）B	派遣率（%） $B/A \times 100$
271	266	98.2

(3) 漁港水門看守業務

ア 概要

所管部署	備中県民局建設部（井笠地域）
委託名称	漁港水門看守業務委託
委託内容	水門看守
委託の目的	水門の適正な維持及び管理を図るため
委託先	個人及び株式会社
契約金額（税込）	269,800 円～1,944,000 円
契約方法	随意契約

	委託名称	委託先	契約金額 (円)	契約方法
水門看守(生江浜)	漁港水門看守業務委託	個人	269,800	随意契約
水門看守(当摩東)	漁港水門看守業務委託	個人	663,500	随意契約
水門看守(当摩西)	漁港水門看守業務委託	個人	806,800	随意契約
水門看守(金浦第一)	漁港水門看守業務委託	個人	269,800	随意契約
水門看守(金浦第二)	漁港水門看守業務委託	個人	269,800	随意契約
水門看守(金浦北)	漁港水門看守業務委託	個人	269,800	随意契約
水門看守(金浦南)	漁港水門看守業務委託	個人	269,800	随意契約
水門看守(国頭)	漁港水門看守業務委託	個人	291,400	随意契約
水門看守(早崎)	漁港水門看守業務委託	個人	291,400	随意契約
水門看守(鳴滝)	漁港水門看守業務委託	(株)竹本組	1,944,000	随意契約

岡山県の各地域に設置している水門の管理について、水門の保全及び潮の干満による水位の調節のための開閉操作の業務を年間にわたり委託するものである。

イ 意見

(7) 積算基準の設置

これらの漁港水門看守業務委託について、県と個人との契約については、従来から水門看守業務を委託している相手先との契約金額と県の積算金額とを比較し、小さい方の金額にて契約している。一方、株式会社との契約については、地元町長の推薦による会社からの見積書を入手し、県の積算金額を比較し、小さい方の金額にて契約している。しかし、いずれにおいても、積算方法の基準はなく、各契約における県の積算項目や算出方法は一律になっていない。

これらの漁港水門看守業務については、従前から各地域住民等の協力のもとに比較的安価にて委託がなされていることから、積算金額の算定方法等の基準が設置されていないことはあまり問題となっていないが、地域住民の高齢化に伴い、引き受け手が減少している実情及び水門看守業務の重要性などを考慮すると、今後は、人員面等で対応がとりやすい法人への委託へ移行していくなど、状況の変化が十分予想されるところである。そのような背景において、今後、これら法人等が提出する見積金額等と比較検討するための県の積算金額について、その基準を整備し、合理的かつ公平に委託金額を決定することができるように図ることが望ましい。

また、同様の水門看守業務委託であるが、農林水産部所管の水島港湾（生姫水門、呼松水門、沙美水門）については、「岡山県農林水産部・土木部「平成 25 年度公共工事設計標準単価表、業務関係積算標準単価表」、「国土交通省岡山河川事務所「水門及び排水機場の操作費等積算基準（案）（平成 17 年）」」並びに「岡山県特別警戒体制設置要領」を用いて積算がなされていた。実際の積算に当たり、これらの単価表の改定後の単価が用いられていないなど一部の積算ミスが見られたものの（注）、一定の積算基準が存在している。当該積算基準の利用も含め、統一的な積算基準の検討及び整備が望まれるところである。

（注）これらの積算ミスは契約金額には影響していない。

(4) 不動産家屋評価補助業務委託

ア 概要

所管部署	総務部
委託名称	不動産家屋評価補助業務委託
委託内容	不動産取得税に係る家屋評価補助業務
委託の目的	不動産取得税に係る家屋評価業務について、専門性を確保するため、家屋評価の補助業務を委託する。
委託先	(一社)岡山県建築士会
契約金額（税込）	12,107,232 円
契約方法	随意契約（特命）

当該業務は、不動産取得税に係る家屋評価業務に関して、備前県民局税務部、備中県民局税務部、美作県民局税務部に、一級建築士の免許を有する者を各 1 名配置し、次の業務を実施するものである。

- ・家屋評価調査表の作成の補助及び技術的助言（家屋評価調査表の説明の補助及び実地調査を含む）
- ・家屋評価マニュアル及びプレハブ住宅評価調査表の改訂に係る補助業務
- ・県が実施する家屋評価に係る研修の業務
- ・その他、家屋評価業務に当たり、県が必要と求める業務の補助

イ 指摘事項

(ア) 予定価格の積算誤り

本委託に関して、平成 26 年度の予定価格の積算内訳は、次のとおりである。

① 給与分（9,360,000 円）	
・基本給与	$19,290 \text{ 円} \times 3 \text{ 日} \times 52 \text{ 週} \times 3 \text{ 人} = 9,027,720 \text{ 円}$
※単価については、県の家屋評価嘱託員（非常勤職員）単価を使用。	
・通勤手当	$710 \text{ 円} \times 3 \text{ 日} \times 52 \text{ 週} \times 3 \text{ 人} = 332,280 \text{ 円}$
② 保険料分（2,499,120 円）	
・雇用保険料	$① \times 12 \text{ 月} \times 8.50 / 1,000 = 954,720 \text{ 円}$

・ 児童手当拠出金	$\textcircled{1} \times 12 \text{ 月} \times 1.50 / 1,000 = 168,480 \text{ 円}$
・ 労災保険料	$\textcircled{1} \times 12 \text{ 月} \times 4.50 / 1,000 = 505,440 \text{ 円}$
・ 介護保険料	$\textcircled{1} \times 12 \text{ 月} \times 7.75 / 1,000 = 870,480 \text{ 円}$
③	$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 11,859,120 \text{ 円}$
④	$\textcircled{3} \times 1.08 = 12,807,850 \text{ 円}$

この予定価格の積算について、次のような誤りがあった。

- a 上記②の保険料分の算出の際、「①給与分の金額（年額）」に対して保険料率を乗じるべきところ、「①給与分の金額（年額）×12 月」に保険料率を乗じている。
- b 本委託金額の算定に当たり、所管課では、過去の契約実績を勘案して、直接経費の 20%相当分の諸経費を加算する方針であるが、諸経費が加味されていない。

これらの内容を修正して予定価格を再算出すると、次のとおりとなる。

①	給与分 9,360,000 円
②	保険料分 208,260 円
③	諸経費 $(\textcircled{1} + \textcircled{2}) \times 20\% = 1,913,652 \text{ 円}$
④	$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} = 11,481,912 \text{ 円}$
⑤	$\textcircled{4} \times 1.08 = 12,400,465 \text{ 円}$

実際の契約金額は 12,107,232 円（業者からの見積書に基づくもの）であり、再算出後の予定価格の範囲内となるものの、今後は適正な予定価格算出に努めるべきである。

ウ 意見

(ア) 予定価格の積算の見直し

「イ(ア) 予定価格の積算誤り」で示したとおり、予定価格の積算上、給与分は「3 日×52 週×人数」を基礎として算出されており、平成 26 年度においては、468 日（＝3 日×52 週×3 名）となっている。

平成 26 年度の実績報告書によると、当該業務に従事した職員 3 名の勤務日数は合計で 408.8 日であった。これは、委託契約書第 3 条において、それぞれ 1 名の職員を原則とし

平成 2 8 年 3 月 2 5 日 岡山県公報 号外

て週 3 日駐在させる旨定めているが、祝祭日の関係により、実績日数が予定価格の積算時より少なくなっているためである。

契約上、精算条項は設けられていないので、勤務日数の多寡によって委託料が変動するわけではないが、現在の積算方法では、恒常的に実績日数が積算日数を下回ることになると考えられる。

平成 27 年度まで、勤務日数に関して過去の実績を踏まえた積算の見直し等を行われていないため、より精緻な予定価格の積算を行い、委託料を削減する観点からは、前年度までの実績を踏まえ、翌年度の予定価格の積算の見直しを行うことを検討することが望ましい。

(5) 自動車税定期課税に関する業務委託

ア 概要

所管部署	総務部
委託名称	自動車税定期課税に関する業務委託
委託内容	平成 26 年度自動車税定期課税に係る業務
委託の目的	自動車税納税通知書、専用封筒及び同封チラシ等の印刷、課税データから納税通知書への印字、封筒への封入封緘、圧着処理（口座振替関係業務）及び郵便官署へ配送等に至る一連の作業を委託
委託先	西尾総合印刷(株)
契約金額（税込）	20,418,696 円
契約方法	随意契約（特命）

当該委託契約は、毎年 4 月 1 日現在、運輸支局に登録されている自動車に係る納税通知書について、県が課税データを引き渡す日（4 月中旬）から発送日（5 月上旬）までの期間に、納税通知書等の様式の印刷、印字、封入・封緘、発送までの一連の事務を行う業務である。

イ 意見

(7) 履行可能な業者の定期的な調査

当該委託契約は、次の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を採用している。

当該契約の納税通知書関係業務は、14 日間という極めて短い期間で約 67 万件に及ぶ自動車税定期課税納税通知書の印刷、印字及び封入封緘等を行うことを目的とするものであり、納税通知書の作成や封入封緘に必要とされる設備機器の特殊性から、また、口座振替関係業務は自動車税定期課税と一体の業務であること等から、その性質は競争入札に適さないものと認められる。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日 岡山県公報 号外

更に、「業務委託仕様書」に基づく業務内容を履行できる県内唯一の業者であり、また、過去当該業務を誠実に履行しているとの理由から、特命随意契約の方法により、当該業者へ委託している。

なお、当該業者へのこれまでの委託実績は次のとおりである。

平成 3 年～ 紙折り、封入、発送業務を委託

平成 15 年～ 上記に印刷も加えて委託

特命随意契約の方法を採用している点に関して、平成 20 年度の業務委託に際し、次のとおり本業務を行うことができる業者の調査を実施しており、「対応できる業者は現在の委託先だけ」との調査結果であった。

○調査対象

用度課作成の一般競争入札（条件付）参加資格者名簿に記載されている印刷業を営む A ランク業者であり、不測の事態に職員が早急に対応するため岡山県内業者であること

○調査条件

- ・印刷、印字、封入・封緘を自社で行うことができる。
- ・短期間で大量の納税通知書等を封入・封緘することができる。
- ・印刷及び封入・封緘する工場が岡山県内である。

しかしながら、同一業者への委託が長期間継続しており、前回調査からも 7 年程度経過しているため、履行可能な業者の調査を定期的に行うことが望ましい。

(6) 地域生活定着支援センター事業

ア 概要

所管部署	保健福祉部
委託名称	地域生活定着支援センター事業
委託内容	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等の社会復帰と地域への定着をより促進する事業。
委託の目的	高齢であり、又は障害を有することにより、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことなどにより、その有する能力等に応じて、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを助け、もって、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。
委託先	社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
契約金額（税込）	25, 000, 000 円
契約方法	随意契約（特命）

当該業務は、岡山県地域生活定着支援センター（以下、「センター」という。）が、次に掲げる業務を保護観察所、矯正施設、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関と連携して行うものである。

- ・保護観察所からの依頼に基づき、入所者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等の斡旋又は福祉サービス等に係る申請支援等を行うこと。
- ・上記の斡旋により、矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している者に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行うこと。

- ・懲役若しくは禁固の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者及び、その他センターが福祉的な支援を必要とすると認める者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行うこと。
- ・その他上記の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務

イ 指摘事項

(ア) 契約条項の見直し

委託契約書第 5 条において、「委託事業の全部若しくは一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。」と規定されている。

一方、同契約書第 3 条及び別表で定める対象経費は、次のとおりであり、対象経費として「委託料」が挙げられている。

平成 26 年度の完了報告書を閲覧したところ、対象経費の実績に委託料は含まれていなかったものの、契約内容に矛盾が見られるため、契約条項を見直すべきである。

【委託契約書 別表】

区分	対象経費
平成 26 年度岡山県地域生活 定着支援センター運営業務 委託料	報酬 給料 職員手当等 賃金 共済費 報償費（謝金等） 旅費（ブロック会議等） 需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、 光熱水費） 役務費（通信運搬費、保険料） <u>委託料</u> 使用量及び賃借料 備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く）

(7) 岡山後楽園情報提供アプリ制作業務委託

ア 概要

所管部署	土木部
委託名称	岡山後楽園情報提供アプリ制作業務委託
委託内容	岡山後楽園情報提供アプリケーションソフトウェア（以下、アプリ）の制作
委託の目的	利用者が増加しているスマートフォン等のモバイル端末で利用できるアプリを制作し、岡山後楽園に訪れた人に、園内を移動しながら、その歴史や四季折々の情景などに触れてもらうことによって、後楽園の魅力をもっと深く知ってもらい、若い世代が後楽園に興味を持ち、その歴史や価値への理解促進を通じて、郷土が誇る名勝庭園に対する愛着形成を図り、入園者数の増加を目的とする。
委託先	公立大学法人岡山県立大学（以下、県立大学）
契約金額（税込）	5,800,000 円
契約方法	随意契約（特命）

本案件は、岡山後楽園の魅力向上のため、スマートフォン等のモバイル端末活用により園内を案内するシステムの構築について委託するものである。

県立大学にはデザイン学部があり、アプリ開発に当たっての全体コーディネートを行うとともに、アプリ制作等の一部を学生の研究課題とすることにより、経費の縮減が可能であることから、県立大学との随意契約（特命）を行っている。

なお、本案件における経費の積算内訳は以下のとおりであり、システム設計・アプリ開発費等の再委託費が経費の大部分を占めている状況にある。

項目	金額（円）	備考
委託費	4,540,000	システム設計・アプリ開発費、サーバー、保守（初年度）
役務費	723,000	コンテンツ製作費（カメラマン等）、リーフレット印刷費
旅費	10,000	
間接経費	527,000	直接経費の 10%相当額
合 計	5,800,000	

イ 指摘事項

(ア) 随意契約（特命）理由の明確化

本案件は、アプリのコンテンツ作成、収集及び編集を学生の研究課題とするために県立大学との随意契約（特命）を行っている。また、仕様書において、以下のコンテンツ等の研究等を行うことが定められている。

【仕様書（抜粋）】

(1) コンテンツ等の研究等

- ① 入園者が求める情報の調査等を通じて、後楽園をより詳しく知ってもらうとともに、繰り返し訪れたいという動機付けに繋がるコンテンツ等の研究を行うこと。
- ② 初めての入園者向け、リピーター向け、若者向け、外国人向けなど、対象となるユーザーごとに発信する情報のコンセプトを明確にし、提供するコンテンツ等の研究を行うこと。
- ③ 岡山城や出石町など周辺地域の情報を合わせて発信するなど、地域との連携や一体的な取組の促進が図られるコンテンツ等の研究を行うこと。
- ④ アプリ公開後、入園者がアプリを利用する場面や時間帯、利用時間等を分析するとともに、口コミ等から利用者が拡大する仕組みなど、利用者拡大につながる効果的な手法等の研究を行うこと。
- ⑤ アプリ公開に合わせ、フェイスブックやツイッターなどを活用した、利用者拡大及び利用促進を図る仕組みを装備すること。
- ⑥ コンテンツ作成に必要な素材について、（公財）岡山県郷土文化財団等が所有する写真等の有効活用を図るとともに、必要な場合には受託者において収集等を行うこと。

しかしながら、受託研究完了通知書、成果物等からは、県立大学の関与のもと、上記研究等が行われたことが明確になっていない。また、随意契約（特命）理由として、制作経費の削減が可能としているが、それを試算する資料を作成していない。

競争性の確保からは随意契約は限定的である必要があり、これらを随意契約理由としている以上、明確にすべきである。

(8) 障害者スポーツ普及事業委託

ア 概要

所管部署	福祉相談センター
委託名称	障害者スポーツ普及事業委託
委託内容	全国障害者スポーツ大会派遣事業、全国障害者スポーツ大会予選会派遣事業及び障害者スポーツ指導員養成事業の委託
委託の目的	障害者の社会参加の促進を図るため、全国障害者スポーツ大会派遣事業、全国障害者スポーツ大会地区予選会派遣事業及び障害者スポーツ指導員養成事業を実施する。
委託先	岡山県障害者スポーツ協会
契約金額（税込）	5,725,024 円
契約方法	随意契約（特命）

本案件は、障害者の社会参加の促進を図るため、全国障害者スポーツ大会派遣事業、全国障害者スポーツ大会地区予選会派遣事業及び障害者スポーツ指導員養成事業を委託するものである。契約額 5,735,366 円に対して、実績額 5,725,024 円となったことから、事業実績報告書により 10,342 円の精算（県の受入れ）が行われている。

イ 指摘事項

(ア) 契約書等の不備

本案件における契約書、仕様書等において、委託料の精算条項が定められていないことから、精算を行う根拠がない。契約額に対して実績精算を行うのであれば、契約書、仕様書等において精算条項を設ける必要がある。

【精算条項の例】

受託者は、委託期間の満了後速やかに委託業務の実施に要した費用を精算し、その精算額を委託者に通知するものとする。また、精算額が委託料の額に満たないときは、委託者は、当該超過額を受託者から返還させるものとする。

(9) 合併処理浄化槽維持管理業務委託

ア 概要

所管部署	農林水産総合センター
委託名称	合併処理浄化槽維持管理業務（まきばの館）
委託内容	合併処理浄化槽の維持管理業務の委託
委託の目的	公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
委託先	真庭環境衛生管理(株)
契約金額（税込）	5,283,027 円
契約方法	随意契約（特命）

岡山県農林水産総合センター畜産研究所内のまきばの館における合併処理浄化槽の維持管理（点検）を年間にわたり委託するものであり、維持管理（点検）項目及び回数は次のとおりである。

保安全管理（点検）項目	回数	保管管理対象工作物
浄化槽の点検及び清掃	2 回/週（月・木）	合併処理浄化槽（90 m ² /日）・500 人槽
水質検査	1 回/月	合併処理浄化槽（90 m ² /日）・500 人槽

当該業務の委託先は、岡山県浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例により、当該浄化槽の存在する地域を営業区域として登録している業者に限定される。久米郡美咲町北区域を営業区域として県知事に登録された業者は、上記業者のみであるため特命随意契約にて締結されている。

イ 指摘事項

(ア) 分割している委託業務

岡山県農林水産総合センター畜産研究所内には、当該浄化槽のほかに、本館にも合併処理浄化槽があり、また、同まきばの館には工場排水処理浄化槽もあり、いずれの維持管理業務の委託も同上の理由により当該業者に特命随意契約にて締結している。

その状況は次のとおりである。

名 称	委託内容	委 託 先	契約方法	金額（円）
合併処理浄化槽維持管理業務委託（まきばの館）	合併処理浄化槽維持管理業務	真庭環境衛生管理（株）	特命随意契約	5,283,027
合併処理浄化槽維持管理業務委託（本館）	合併処理浄化槽維持管理業務	真庭環境衛生管理（株）	特命随意契約	2,506,464
工場排水処理浄化槽維持管理業務委託（まきばの館）	工場排水処理浄化槽維持管理業務	真庭環境衛生管理（株）	特命随意契約	3,153,476

同施設内にある浄化槽で相手先が 1 社に限定されるにもかかわらず、それぞれ分割して契約している理由を県に確認したところ、過去にまきばの館の運営管理を県の外郭団体に委託しており、その当時、当該外郭団体が合併処理浄化槽及び工場排水処理浄化槽を分割して契約していたため、当該外郭団体の解散に当たりまきばの館の運営管理を県直営で引き継いだ以降もそのまま分割して契約しているとのことであり、分割して契約する特段の合理的な理由はなかった。契約事務手数の削減のためにも 1 つにまとめて契約すべきである。

また、3 つの契約を合わせて契約した場合、金額は 1,000 万円以上となるが、現在はそれぞれ 1,000 万円未満の事業として契約手続を行っているため、契約手続の承認権限者が異なる。この点からも同様の業務及び同一相手先の委託業務を分割して契約すべきでないを考える。

(10) 新連島水門受電設備保守

ア 概要

所管部署	備中県民局水島港湾事務所
委託名称	新連島水門受電設備保守
委託内容	受電設備保守
委託の目的	電気事業法第 43 条の規定により主任技術者を選任する必要があるが、当事務所では該当者がいないため。
委託先	福井電気保安管理事務所
契約金額（税込）	294,840 円
契約方法	随意契約（特命）

電気事業法第 43 条には、「事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、経済産業省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。」とされている。しかし、電気事業法施行規則第 52 条に「自家用電気工作物には電気主任技術者を選任しなければならないが、要件に該当する者（個人事業者及び法人）との間に一定の条件の設備の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を委託する契約を締結している場合であって、保安上支障がないものとして経済産業大臣（産業保安監督部長）の承認を受ければ、当該事業場に電気主任技術者を選任しないことができる。」と定められており、選任しないことができる要件を満たすための委託契約である。

この経済産業大臣（産業保安監督部長）の承認には、委託先も含めた形で承認を受けているため、委託先を変更するためには承認を再度受ける必要がある。

県は、昭和 50 年に承認を受けて以降、この承認を理由として随意契約（特命）を継続しており、他業者から見積書も徴していない。

イ 意見

(ア) 見積書の徴取

契約金額は少額であるが、昭和 50 年以降同一業者との長期にわたる随意契約となっている。

「業務委託に係る随意契約ガイドライン」でもあるように、原則として 2 者以上の者から見積書を徴取すべきであるから、そのようにすることが望まれる。

その結果、これまでの委託先よりも低い見積りとなった場合には、経済産業大臣（産業保安監督部長）の承認を取り直し、見直しをすることが望ましい。

(11) 施設等管理運営及び航空灯火電気施設保全監督等委託業務

ア 概要

所管部署	岡南飛行場管理事務所
委託名称	施設等管理運営及び航空灯火電気施設保全監督等委託業務
委託内容	飛行場施設の管理運用及び航空灯火電気施設の保全監督業務
委託の目的	航空法、その他の規程に基づき、飛行場における滑走路・エプロン等の場面管理業務、制限区域内の安全監視業務、消火救難及び災害対応等業務、施設使用届の受付等の管理事務、航空灯火電気施設の保全監督といった飛行場施設の管理運用に関する業務を実施するもの。
委託先	(一社)岡山県総合協力事業団
契約金額（税込）	32,076,000 円
契約方法	一般競争入札（条件付）

本案件は、以下の業務、すなわち飛行場施設の管理運用業務を主たる業務とするものであり、業務内容に特殊性が認められる。

【仕様書（抜粋）】

6 業務内容
(1) 飛行場面管理業務
(2) 管理事務所の管理・運営事務の代行
(3) 報告書等作成業務
(4) 航空機等災害処理業務
(5) 拾得物の管理
(6) 航空灯火電気施設保全監督等業務

また、入札参加資格として、過去に同種・同規模の契約を締結・履行する岡山県内の事業者等とされていることから、入札に参加できるものが限定されている。

【一般競争入札（条件付）公告（抜粋）】

2 入札に参加できる者の資格

入札公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類 1 建物等の保守管理、小分類 21 その他」であり、格付区分が A であること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- (4) 過去 2 年間に当該委託契約と種類及び規模を同じくする契約を岡山県、国及び他の地方公共団体との間で締結し誠実に履行していること又は、当該委託契約と種類をほぼ同じくする業務に岡山県、国及び他の地方公共団体において従事した者を有すること。

このため、本案件は一般競争入札（条件付）を行っているが、過去 5 年間継続し、ほぼ同額での 1 者入札となっている。

イ 意見

(ア) 入札資格の検討

競争性の確保からは、1 者入札は望ましくない。また、長期間継続すれば価格競争力が低下し、コスト増加につながる可能性がある。さらには、品質向上のインセンティブが減少することも想定される。

これらの弊害を軽減すべく、事務所所在地が岡山県外者にも入札資格を与える等の入札資格の検討を行うことが望ましい。

第5 総 括

今回、500件超の委託業務を詳細に検討し、また、委託金額が大きい案件の委託先として一部の外郭団体にも赴き、経費執行が適正に行われているか、点検を行った。

その結果、違法な支出や不適切な会計処理に該当するようなものはなかったが、県の定める諸手続に反すると認められる取扱いがあった。

特に、「第4.1. 特命随意契約案件の公表」に記載のとおり、公表漏れの案件が多く見受けられた。より透明性の高い県政を望みたい。変更契約を行った場合の取扱いも意見しており、こちらもより透明性の高い県政につながると考えている。「第4.12. その他の個別案件(9) 合併処理浄化槽維持管理業務委託」でも、同じ浄化槽・相手先でありながら、業務を分割して発注しており、契約事務手数が多くなる面や承認権限者が異なるという面もあるが、何より県民に疑いの目で見られる可能性もあるので、そのようなことは避けるべきである。

「第4.9. 審査員の独立性」では、プロポーザル方式及びコンペ方式の審査員に対して、特別な利害関係がないか、確認できていない事例についても留意が必要である。万が一、そのような特別な利害関係があり、不適切な選定となれば、当該委託業務だけでなく、行政全体の公平性が疑われる事態にもなりかねず、県は緊張感をもって業務に当たるべきであるといえる。

また、「第4.12. その他の個別案件(2) 介護職員育成派遣・現任介護職員等研修支援業務」に記載のとおり、委託事業が定められた制度どおりに遂行されていることの確認ができていなかった。県の確認ができていないがために制度が悪用されるおそれもあるため、こちらも緊張感をもって業務に当たるべきものといえる。

「第4.8. 履行確認等の事務手続に関する事項」についても同様に、委託した業務の履行が第三者にも分かる形で検査調書を作成し、より履行確認を確実なものとするべきである。

その他、「第4.11. 提案書の提出期限後の補正指示」など、外部監査人としての感覚として違和感を覚えることなどについて意見として述べている。指摘事項ではないが、外部からの意見として大切に扱ってほしい。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日 岡山県公報 号外

委託業務の多くが、前年度の踏襲が発生しやすい性質をもっているものと考えてるが、聖域なく常に改善を志向していく不断の努力をお願いしたい。

以 上